

豊橋市役所
災害対応業務継続計画

令和8年3月 改定
豊橋市

目 次

第1章 基本的事項	P.1
第1節 策定趣旨	P.1
第2節 B C Pの目的	P.2
第3節 B C Pの位置づけ	P.3
第4節 基本方針	P.5
第5節 発動及び解除	P.6
第2章 前提条件	P.7
第1節 想定条件及び対応方針	P.7
第2節 被害想定	P.8
第3節 地震発生時の職員の参集想定	P.21
1 職員の参集条件	P.21
2 職員の参集予測	P.23
第4節 南海トラフ地震臨時情報	P.25
1 南海トラフ地震に関連する情報とは	P.25
2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際の対応	P.29
第3章 非常時優先業務	P.33
第1節 非常時優先業務の定義	P.33
第2節 業務開始目標時間設定ガイドライン	P.34
第3節 非常時優先業務の選定	P.36
1 非常時優先業務数	P.36
2 災害対策本部体制における災害応急対策業務の概要	P.36
第4章 非常時優先業務の実施体制の強化に係る対応策	P.43
第1節 人員体制	P.43
第2節 市庁舎施設	P.44
第3節 災害時に重要となる建築物等	P.49
第4節 情報伝達体制	P.51
第5節 外部支援	P.54
第6節 職員用備蓄	P.55
第7節 重要な行政データ	P.56
第5章 今後の取り組み	P.57
第6章 まとめ	P.59
附属資料 非常時優先業務一覧表、代替施設候補一覧	

第1章 基本的事項

第1節 策定趣旨

本市は、平成14年4月に東海地震に係る「地震防災対策強化地域」に、平成15年12月には、「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定されるなど、大規模な地震が高い確率で発生すると予想されてきた地域に位置している。

本市における地震対策は、市民の生命、身体及び財産の安全確保を目的として、災害対策基本法に基づく「豊橋市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）」（以下、「地域防災計画」という。）を基本的かつ総合的な計画として、予防から応急対策、復旧・復興までの様々な取組を推進してきたところである。一方で、本市は市民に最も身近な基礎自治体として市民生活に密着した行政サービスを提供していることから、災害対応中であっても市民生活に重大な影響を及ぼすと考えられる業務については、休止することなく継続して実施することが求められる。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により甚大な被害が発生した。これを受けて、内閣府は「南海トラフの巨大地震モデル検討会」を設置し、最大クラスの地震の想定について検討を行い、平成24年8月には、倒壊建物数や津波浸水域等の被害想定を発表した。このような大規模地震の発生により、行政自身も被害を受け、市役所機能の低下が避けられない状況も想定される中、本市がその責務を果たしていくためには、市の機能の継続性確保と業務継続力の向上に適切に対応していくことが重要な課題となっている。

こうした背景を踏まえ、大規模地震発生時において、人員・物資・ライフライン等の利用可能な資源が制約された状況下であっても市の機能を維持し、市民の生命、身体及び財産を保護するという市の責務を果たすことが重要である。このため、あらかじめ優先して実施すべき災害応急対策業務及び継続すべき優先度の高い通常業務を非常時優先業務として選定し、早期の復旧と適正な業務執行を図るための事前対策として、「豊橋市役所災害対応業務継続計画」（以下、「BCP」という。）を平成25年2月に策定した。

被害想定については、平成16年3月に公表した東海・東南海地震連動を想定地震とした豊橋市地震被害予測調査をもとに策定し、その後、平成26年8月に公表した南海トラフ及びその周辺地域における地震を想定した豊橋市南海トラフ地震被害予測調査（以下、「地震被害予測調査」という。）、さらに国が平成29年11月から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始したこと受け令和3年2月に公表した「豊橋市南海トラフ地震臨時情報に係る防災対応指針」、これらの想定を踏まえた計画としている。

また、令和5年6月台風第2号に伴う大雨により、市内で被害が発生したことを教訓に、大規模地震に加え、風水害についても想定に含めることとし令和6年3月に改定した。さらに、平成28年に発生した「熊本地震」では、市庁舎の被災により災害対応を含む行政機能の維持に支障が生じた事例があったことから、市庁舎等が使用できない状況を「庁舎機能不全編」として現行の想定に加え、本計画を令和8年3月に改定した。

第2節 BCPの目的

BCPは、大規模な災害時において、優先的に取り組むべき非常時優先業務、業務継続を達成するための業務開始目標時間の設定及び実施体制、事前対策の課題や対応策を整理したものである。

※非常時優先業務とは、災害応急対策業務及び優先度の高い通常業務をいい、このうち、災害応急対策業務は、地域防災計画でも扱う業務である（詳細は第3章「非常時優先業務」参照）。

BCPに示した平常時の取り組み（事前対策や計画の維持管理）及び災害発生時の対応（事前対策・事後対応）を実施することで、発災直後の業務レベルの向上や業務立ち上げ時間の短縮といった効果を得て、高いレベルでの業務継続を行える状況に改善することを目的とする。

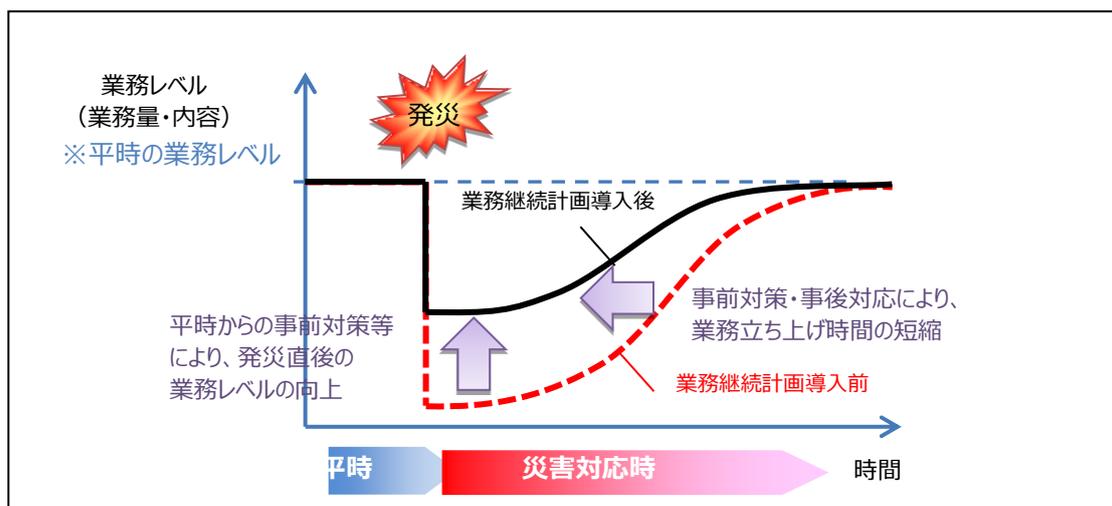


図 1-1 業務継続計画の導入による効果のイメージ

第3節 BCPの位置づけ

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に、市民の生命、身体及び財産を守るため、災害の予防、応急対策及び復旧に関し、実施すべき事務や業務について定めた基本的な計画である。また、本市が行う防災上の諸施策及び諸活動の実施に関して必要と認められる事項を「豊橋市災害対策実施要領」（以下「災害対策実施要領」という。）に定め、災害対策本部の組織及び分掌事項を「豊橋市災害対策本部規程」により定めている。

一方、本計画は市の機関が被災したことにより機能が低下し、利用できる資源（職員、庁舎、資機材等）に制約がある状況下において、市が行うべき業務（＝「非常時優先業務」）を継続、早期復旧するために必要な資源の確保、配分等の必要な対策を事前に検討するとともに、災害時の資源管理や非常時優先業務の目標管理等市の緊急時の対応力を高める組織マネジメントの改善に主眼を置いている計画であり、本部機構体制（各部・班）や通常体制（各部・課）で所管する関連計画・マニュアルとの整合・反映を図っていくものとする。

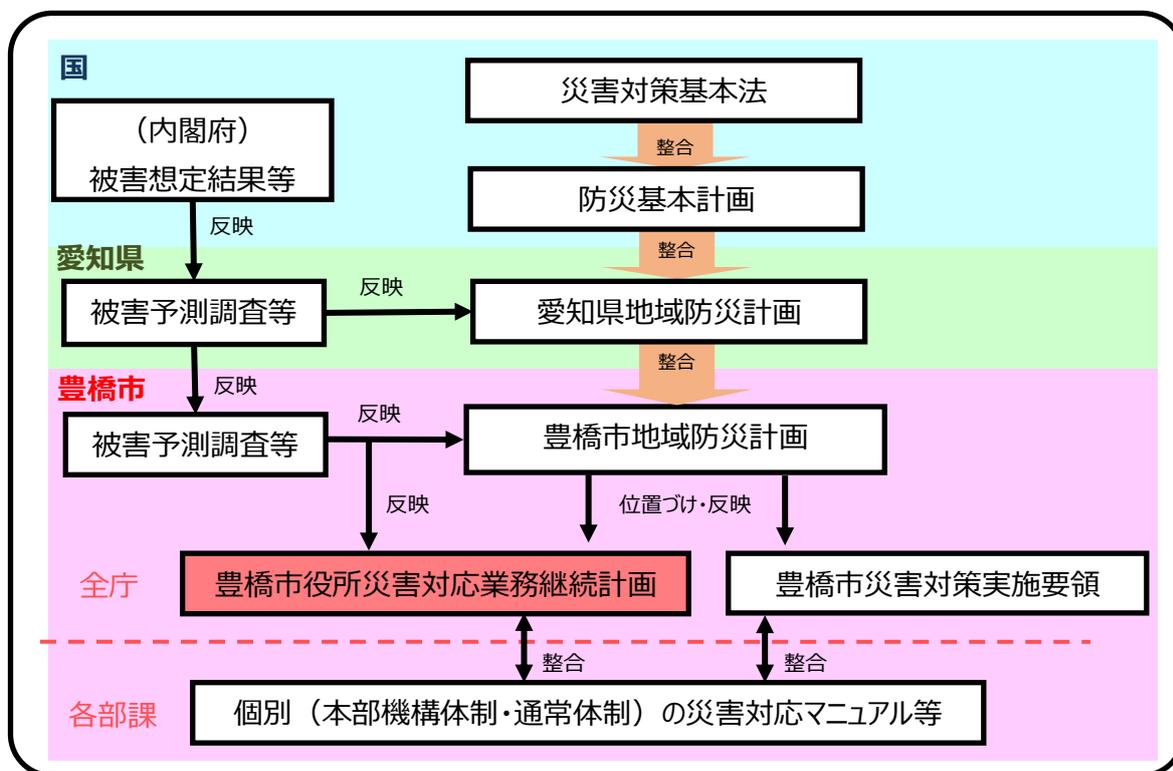


図 1-2 業務継続計画及び防災関連計画等の位置づけ

< B C Pと地域防災計画の比較>

B C Pと地域防災計画の比較を以下に示す。

	B C P	地域防災計画
計画の趣旨	・発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画であり、市の緊急時の対応力を高める組織マネジメントの改善に主眼を置いている。	・発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定している計画である。
行政の被災	・庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。	・想定していない。
対象業務	・優先度の高い通常業務 ・災害応急対策業務 ・早期に実施すべき優先度が高い災害復旧業務	・災害予防業務 ・災害応急対策業務 ・災害復旧・復興業務
業務開始目標時間	・非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。	・記載していない。

(非常時優先業務の詳細は第3章「非常時優先業務」参照)

第4節 基本方針

大規模災害等発生時における市としての責務を全職員が共有し全うするため、以下に示す3つの基本方針を定める。

- 1 大規模災害等が発生した際は、市民の生命、身体及び財産の保護のため、非常時優先業務の遂行に全力を挙げること。

本市は、大規模災害等という不測の事態であっても、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめることが責務であることから、災害応急対策を速やかに実施し、かつ、業務停止による市民生活への影響が大きい行政サービスについては継続・早期復旧しなければならない。

しかし、大規模災害等の発生にあっては行政も例外なく被災し、人員、庁舎等、様々な資源に制約が生じる恐れがあることから、限られた資源を最大限に活用できるよう、全力で取り組むべき業務（非常時優先業務）と休止する業務をあらかじめ選別しておくこととする。

- 2 非常時優先業務の遂行目標を設定するとともに、目標の実現のため必要な資源の確保と配分を行うこと。

非常時優先業務は、業務停止に伴う市民生活への影響を最小限にとどめるために実施する優先度の高い業務であることから、発災時点で確保できる資源を最大限に活用し、業務を継続・早期復旧することが必要である。

そのため各部局は大規模災害等の影響によって資源が制限された場合の対応策とともに、確保した資源の適切な配分方法について十分な検討を行い、業務に着手すべき時期や実施の水準といった明確な目標を持って業務に取り組むこととする。

- 3 想定される大規模災害等の発生に備え、平常時であっても全庁的取り組みとして業務継続力の向上に努めること。

業務継続力の向上のためには、BCPを全庁的な体制で運用し、継続的な改善を加えることによってレベルアップさせていくことが重要であることから、平常時の取り組みとしては「業務継続を阻害する要因（課題）の解消」と「業務継続計画の組織への定着化」を積極的に進めていくものとする。

まず、業務継続を阻害する要因（課題）の解消に向けては短期的で、各部局が単独で取り組める対策だけでなく、中・長期的に全市をあげて調整することが必要な対策も想定されることから、全庁的な体制により解消に向けた取り組みを推進する。また、組織への定着化に向けては平常時からの教育と実践的な訓練を定期的を実施することにより、業務継続という組織風土を醸成し、各部局への浸透を図る。

第5節 発動及び解除

1 発動基準

発動基準は、以下①～⑤のいずれかのとおりとする。

① 【災害対策実施要領の第三非常配備基準】

- ・本市に震度5弱以上の地震が発生した場合
- ・愛知県外海、伊勢・三河湾に大津波警報が発表されたとき
- ・地震により相当の被害が発生し、災害対策本部長（市長）が必要と認めたとき

② 【南海トラフ地震臨時情報】

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合

③ 【風水害】

風水害により相当の被害が発生し、災害対策本部長（市長）が必要と認めたとき

④ 【庁舎等機能不全編】

上記①～③に加え、市庁舎及び各部班で使用予定の施設が機能不全となったとき

⑤ 【その他】

その他必要に応じ災害対策本部長（市長）が必要と認めたとき

なお、各部班単位の発動や解除についても柔軟に対応するものとする。

2 解除基準

災害対策本部長（市長）は、災害応急対策等が概ね完了したと認めた時は、BCPの解除を宣言する。

ただし、各部局長は、解除の宣言前であっても、応急対策業務の進捗状況に応じて、休止した通常業務を再開させるものとする。

第2章 前提条件

第1節 想定条件及び対応方針

本計画は、地震災害においては、「突発地震」と「後発地震に備える状況」を前提とする。「突発地震」の想定地震モデルは平成26年8月に公表した地震被害予測調査のうち、その発生確率や被害規模を踏まえ、本市が優先的に対策を講ずる対象として考慮する地震・津波モデルを『過去地震最大モデル』とする。また、「後発地震に備える状況」としては事前避難対象地域等において後発地震の発生に備えた事前避難を適切に実施するため、南海トラフ地震に関連する情報における『南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）』発表時とする。

想定地震モデル	過去地震最大モデル（豊橋市南海トラフ地震被害予測調査（H26.8公表））
---------	--------------------------------------

なお、過去地震最大モデルの概要については以下の通り。

地震の規模	内閣府にて検討中※1	
最大震度	震度6強	
津波到達時間※2 （津波高30cm）	三河湾側	太平洋側
	最短77分	最短7分
最大津波高※3	2.7m	6.9m

※1 愛知県が内閣府と方針等について相談しながら検討した震源及び波源モデルであり、愛知県と本市の整合性を図るため準用。全体の地震規模等については、現在内閣府にて検討中。

※2 沿岸津波の到達時間は、高さ30cmの津波が地震発生後、陸域に最短で到達するまでの時間。

※3 最大津波高は、東京湾平均海面（T.P.±0m）から想定津波水位までの高さの最大値。なお、最大津波高には、初期潮位として三河湾沿岸における朔望平均満潮位（T.P.=1.0m）を加味して算出。

南海トラフ地震に関連する情報における本市の対応については、以下を参照とする。

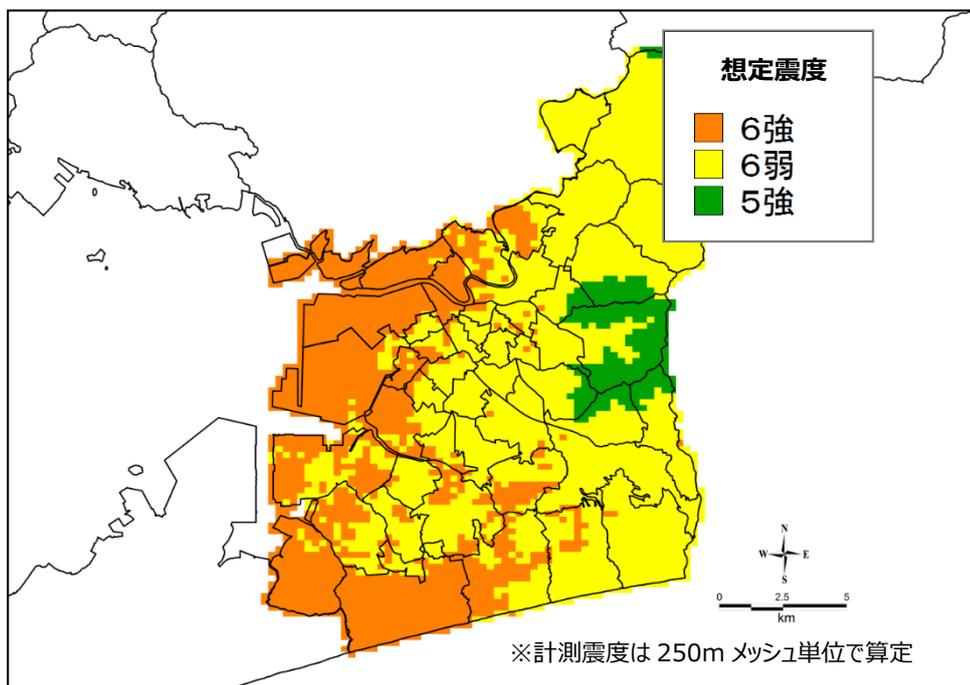
南海トラフ地震に関連する情報	豊橋市南海トラフ地震臨時情報に係る防災対応指針（R3.2公表）
----------------	---------------------------------

なお、風水害においては浸水想定や過去の水害をふまえた対応を行うものとする。

第2節 被害想定

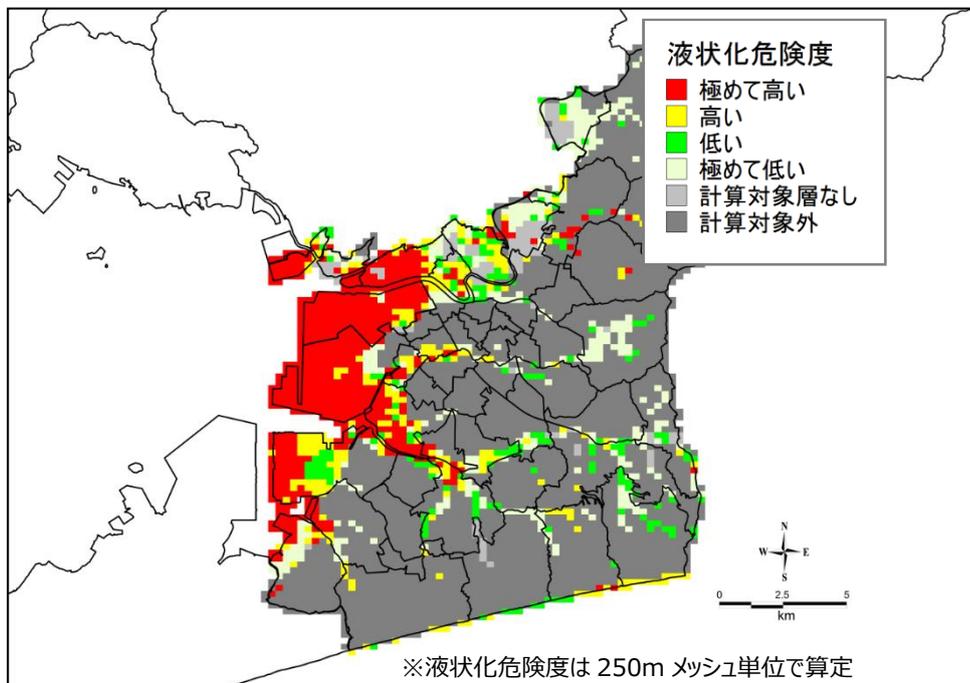
(1) 地震動に関する被害想定の概要

①地震動



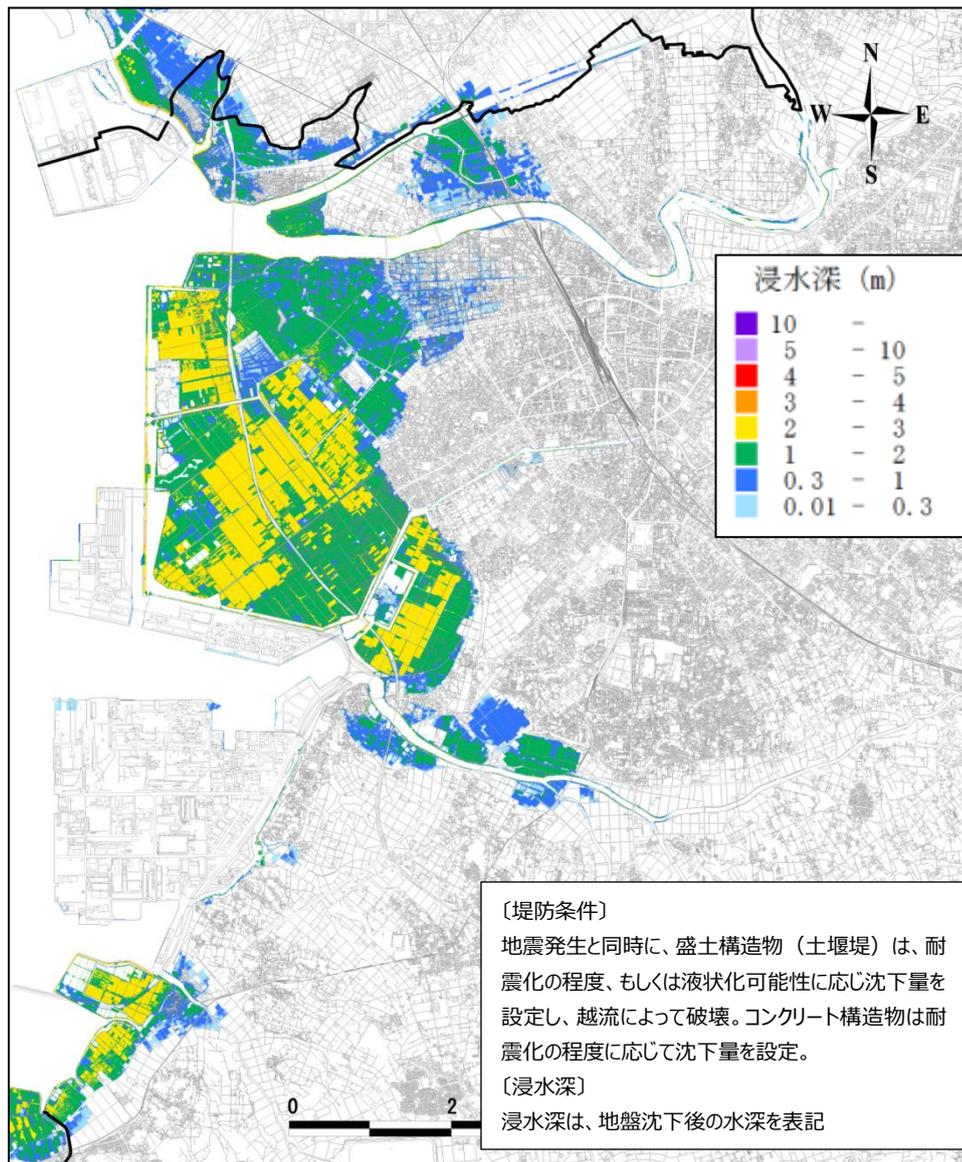
震度分布図 (過去地震最大モデル)

②液状化危険度

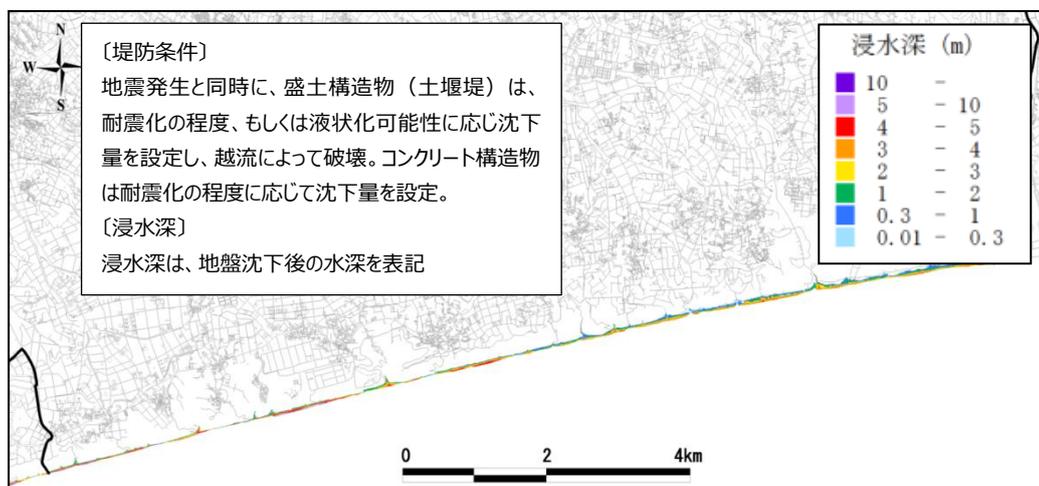


液状化危険度分布図 (過去地震最大モデル)

③津波浸水想定域及び最大浸水深分布

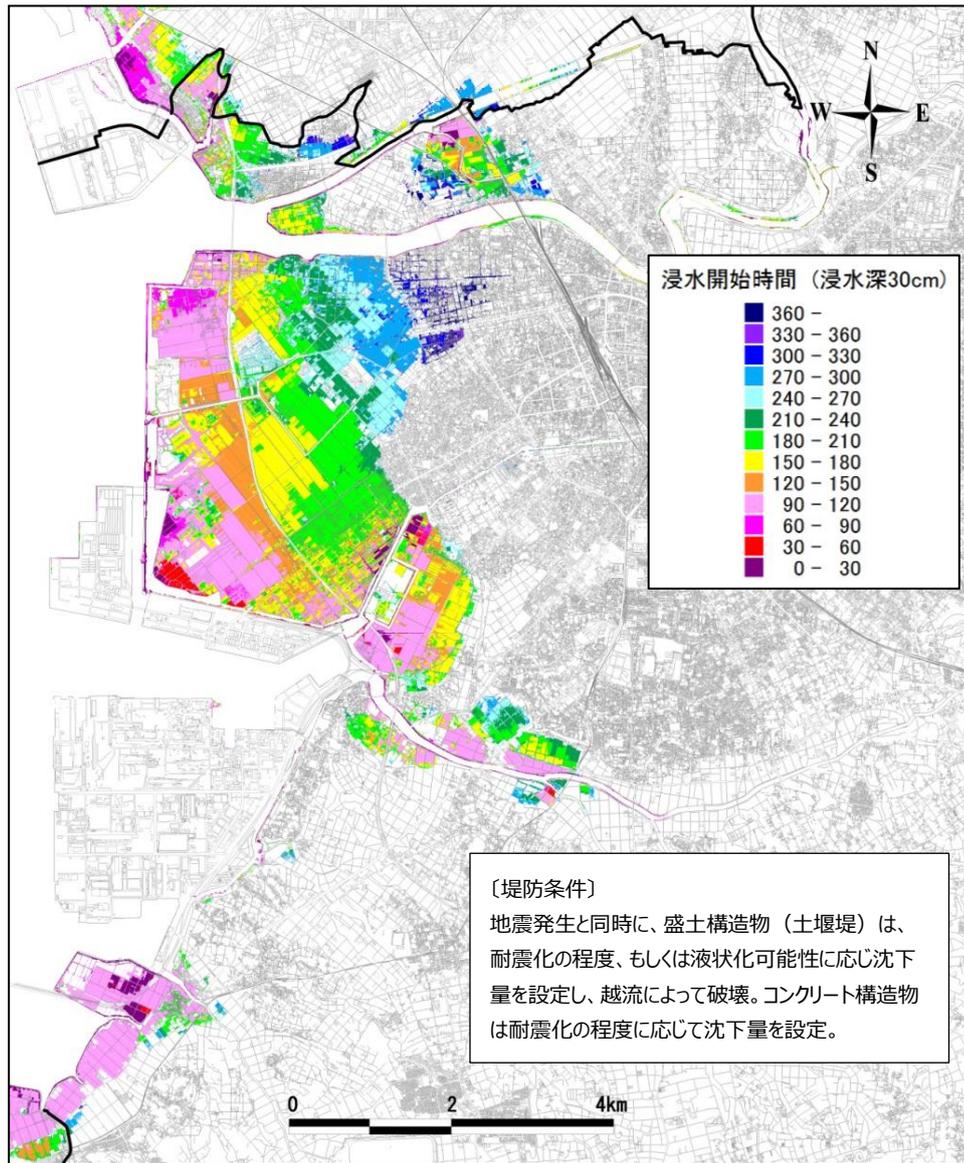


想定浸水域図（過去地震最大モデル）（三河湾側）

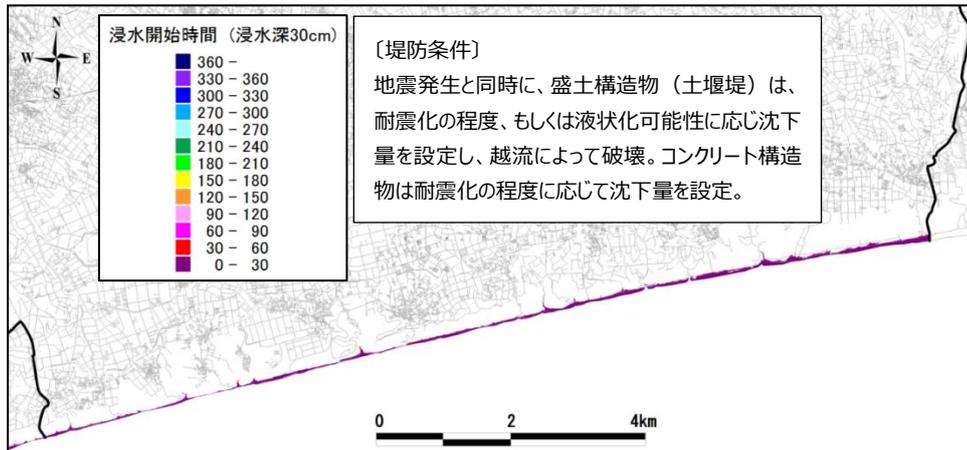


想定浸水域図（過去地震最大モデル）（太平洋側）

④津波浸水開始時間（浸水深 30 cm）

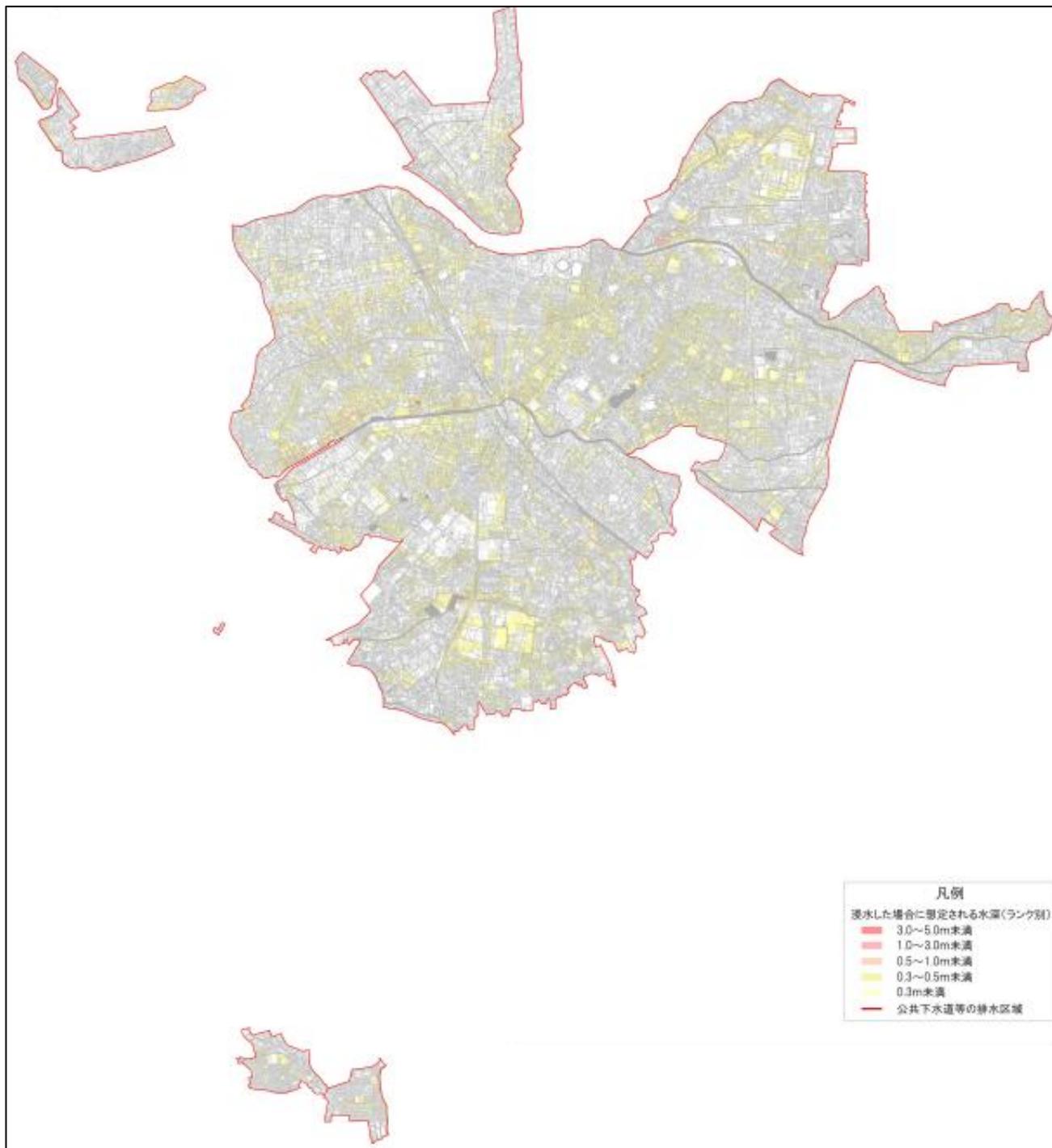


浸水開始時間（浸水深 30cm）（過去地震最大モデル）（三河湾側）



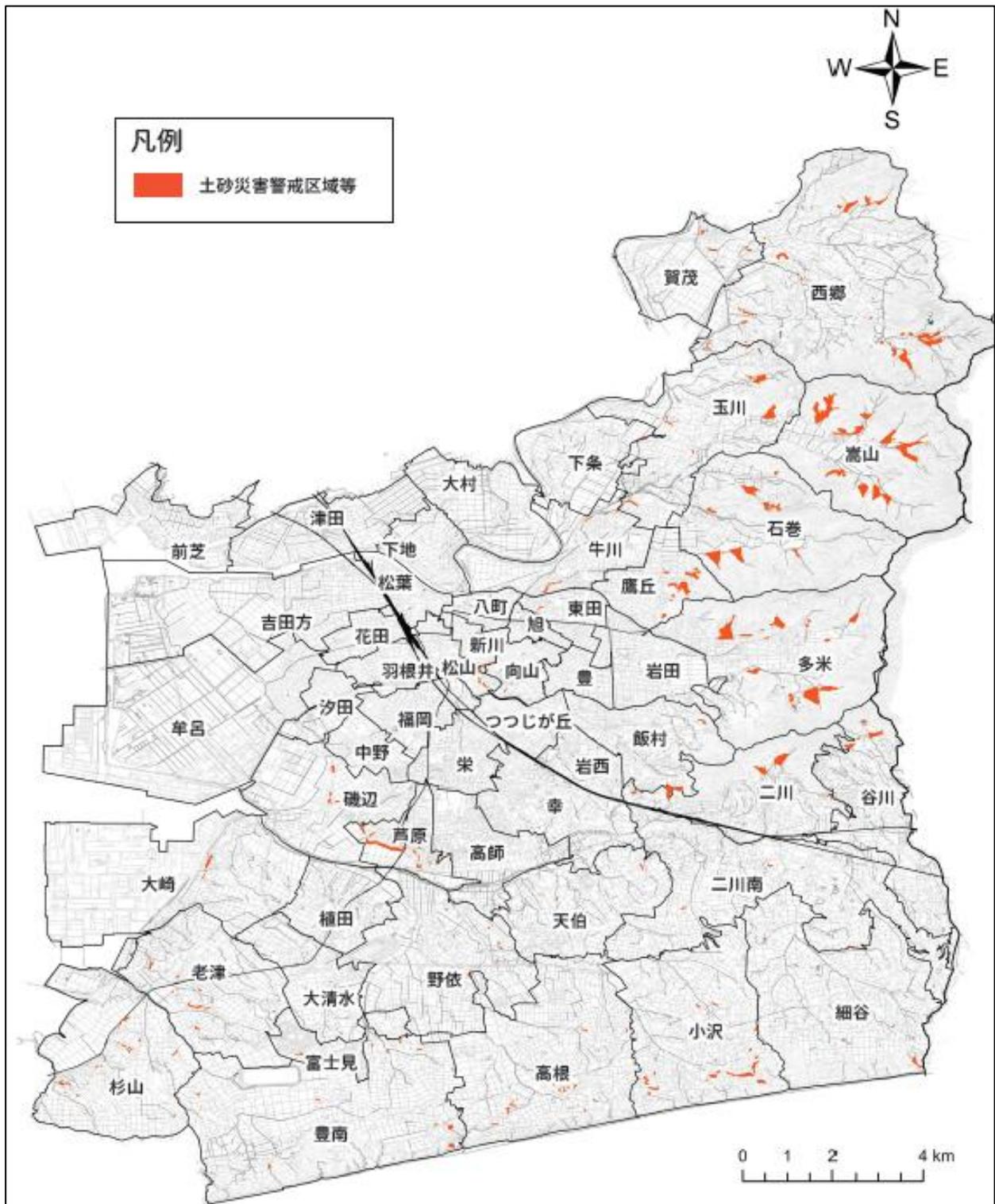
浸水開始時間（浸水深 30cm）（過去地震最大モデル）（太平洋側）

②内水浸水想定



雨水出水浸水想定区域 (想定最大規模)

④土砂災害



土砂災害警戒区域等

(3) 地震被害予測結果

①建物全壊・焼失棟数 (過去地震最大モデル)

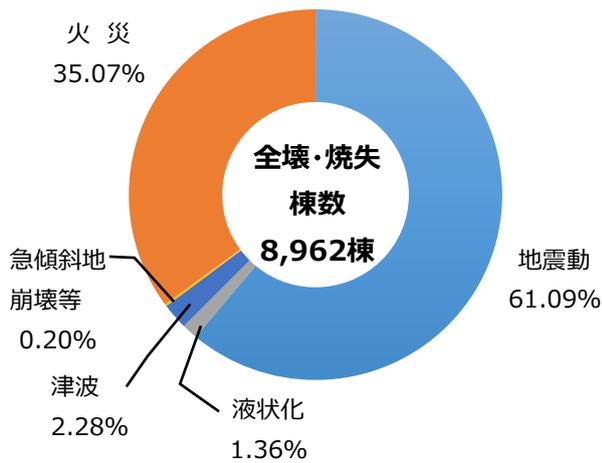
(単位：棟)

区分	冬・深夜 5 時	夏・昼 12 時	冬・夕方 18 時
地震動	5,475 (93.46%)	5,475 (90.98%)	5,475 (61.09%)
液化	122 (2.08%)	122 (2.03%)	122 (1.36%)
津波	204 (3.48%)	204 (3.39%)	204 (2.28%)
急傾斜地崩壊等	18 (0.31%)	18 (0.30%)	18 (0.20%)
火災	39 (0.67%)	199 (3.31%)	3,143 (35.07%)
建物被害総数	5,858	6,018	8,962
建物被害率	4.4%	4.5%	6.7%

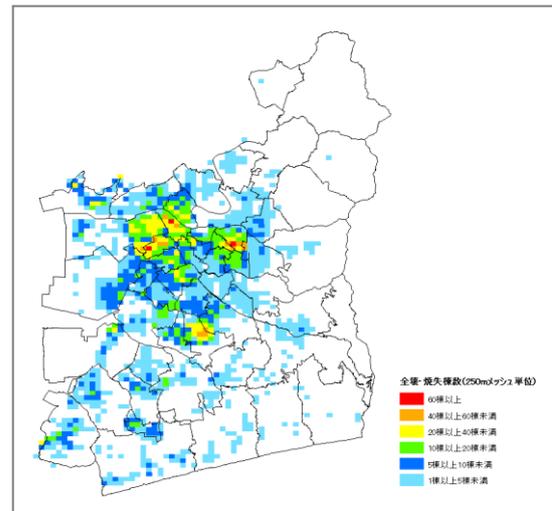
※ () 内の値は、建物被害総数に占める区分ごとの割合を示す。

※端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

※建物被害率は、建物総数 133,174 棟に占める割合を示す。



全壊・焼失原因別内訳 (冬・夕方 18 時)



全壊・焼失分布図 (冬夕方発災)

②人的被害（死者数）（過去地震最大モデル）

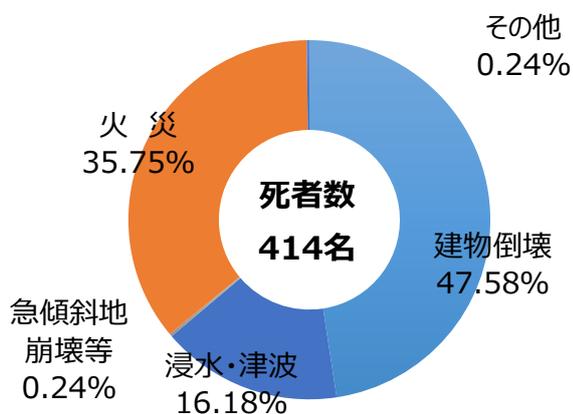
(単位：人)

区分	冬・深夜 5 時	夏・昼 12 時	冬・夕方 18 時
建物倒壊 (うち屋内転倒物・屋内落下物)	272 (77.49%) (20)	131 (64.22%) (11)	197 (47.58%) (13)
浸水・津波	74 (21.08%)	67 (32.84%)	67 (16.18%)
急傾斜、地崩壊等	2 (0.57%)	1 (0.49%)	1 (0.24%)
火災	3 (0.85%)	5 (2.45%)	148 (35.75%)
その他 (ブロック塀の転倒、屋外落下物等)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.24%)
合計	351	205	414

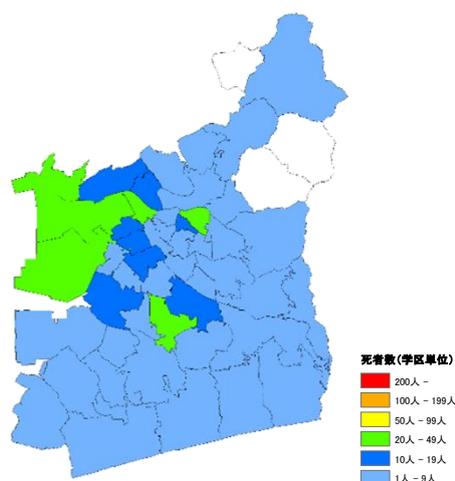
※津波による死者は、早期避難率が低い場合

※ () 内の値は、死者数の合計に占める区分ごとの割合を示す。

※端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。



死亡原因別内訳 (冬・夕方 18 時)



校区別死者数分布図
(早期避難率低冬夕方発災)

③ライフライン被害

I 上水道

管路延長 (km)	被害箇所数 (件)	被害率 (件/km)	機能支障（全給水人口 375,982 人） 上段：断水人口、下段：断水率			
			直後	1日後	7日後	1ヶ月後
2,200	4,800	2.23	373,000 人 99%	355,000 人 94%	228,000 人 61%	- -

95%復旧の目安：6週間程度

II 下水道

管路延長 (km)	被害延長 (km)	被害率	機能支障（全処理人口 270,000 人） 上段：下水道機能支障人口、下段：機能支障率			
			直後	1日後	7日後	1ヶ月後
1,400	80	6%	190,000 人 70%	198,000 人 73%	163,000 人 60%	25,000 人 9%

95%復旧の目安：3週間程度

III 電力

配電柱本数 (km)	配電柱被害本数 (本)	被害率	機能支障（全需要家数 205,000 戸） 上段：停電戸数、下段：停電率			
			直後	1日後	7日後	1ヶ月後
68,000	400	0.5%	182,000 戸 89%	165,000 戸 80%	2,800 戸 1%	300 戸 0%

95%復旧の目安：1週間程度

IV 通信

ア) 固定電話

電話柱本数 (km)	電話柱被害本数 (本)	被害率	機能支障（全回線数 72,000 戸） 上段：不通回線数、下段：不通回線率			
			直後	1日後	7日後	1ヶ月後
32,000	200	0.7%	64,000 89%	59,000 81%	2,300 3%	1,200 2%

95%復旧の目安：1週間程度

イ) 携帯電話

機能支障 停波基地局率			
直後	1日後	7日後	1ヶ月後
3%	81%	5%	3%

95%復旧の目安：1週間程度

V ガス

ア) 都市ガス

機能支障（全需要家数 71,000 戸） 上段：復旧対象戸数、下段：供給停止率			
直後	1 日後	7 日後	1 ヶ月後
22,000 戸 30%	22,000 戸 30%	17,000 戸 23%	— —

95%復旧の目安：2 週間程度

イ) LP ガス

需要世帯数	機能支障世帯数	機能支障率
62,000 世帯	13,000 世帯	21%

95%復旧の目安：1 週間程度

I 上水道からVガスにおける95%復旧の目安について

注 1) 復旧期間の算定においては、津波等により被災した需要家数等は復旧対象戸数等から除外し、95%が復旧するのにかかる日数としている。

注 2) LP ガスについては、被害量の推移は試算していない。

④生活支障等（過去地震最大モデル）

I 避難者

	1日後	1週間後	1ヶ月後
避難者総数	42,535	86,245	34,413
避難所避難者数	26,213	44,719	10,321
避難所外避難者数	16,322	41,526	24,092

II 帰宅困難者

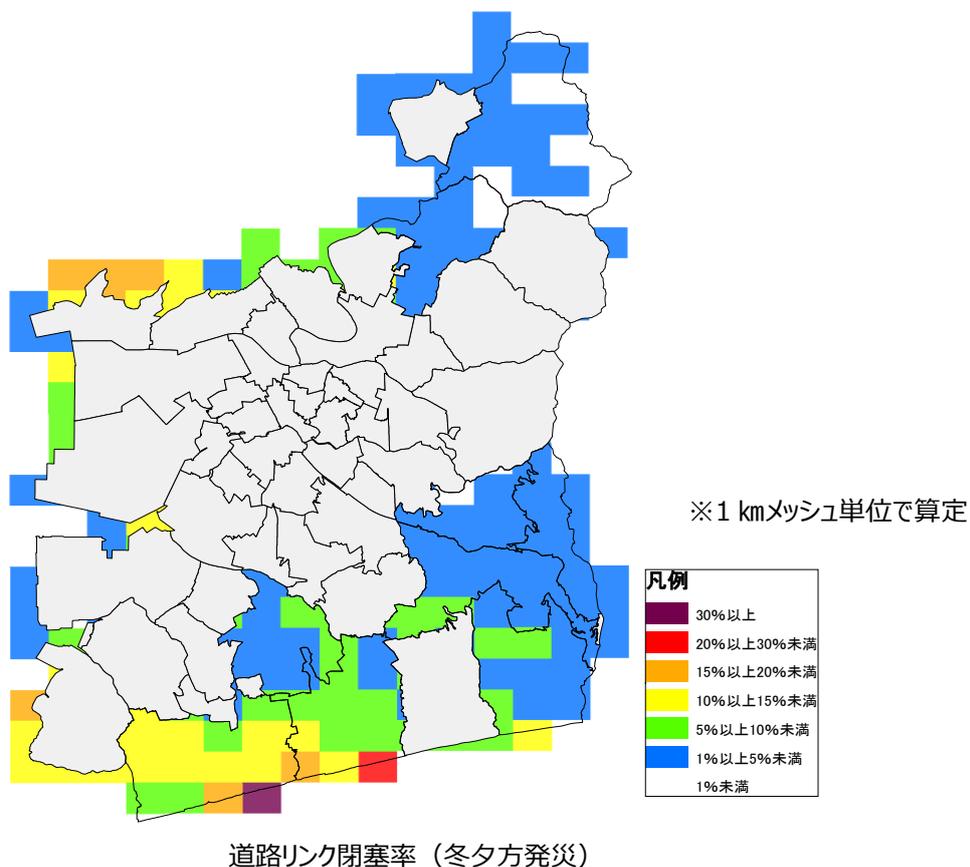
（豊橋市全体） 昼・12時発災

目的別の帰宅困難者数		
職場や学校など 所属先のある者	私用等の目的で 外出している者	合計
約 20,000 ～ 約 23,000	約 7,400 ～ 約 8,300	約 27,000 ～ 約 31,000

（豊橋駅） 昼・12時発災

目的別の帰宅困難者数		
職場や学校など 所属先のある者	私用等の目的で 外出している者	合計
約 3,800 ～ 約 4,400	約 1,500 ～ 約 1,700	約 5,300 ～ 約 6,100

III 道路閉塞の発生による車両通行困難



(4) 地震発生に伴い市役所機能に及ぼす被害

・過去地震最大モデルにおける市役所機能に及ぼす被害については、下記のとおり想定する。

地震動	・震度 6 強
液状化	・計算対象外（計算対象となる微地形ではないため）
施設関係 （構造被害）	・一部エキスパンションジョイント部の被災により、連絡通路の利用が制限される。
建物内部 （執務空間に おける被害）	・吊天井の落下など非構造部の被害が発生する恐れがある。 ・一部ガラス等の破損、執務空間の什器の転倒等が発生する。什器等の再配置やガラス破片・内部収納物の片づけ等に半日以上を要する。 ・一部のパソコンが故障し、使用不可になる。
ライフライン関係	○電力 ・発災直後は、断線等により外部からの電力供給が中断する可能性が高い。 ○電話 ・NTT 回線の通信網の損傷による通信不能の可能性は低いが、回線の輻輳により電話がかかりにくい状態が 1 週間程度続く。 ・一般電話の応急復旧については、設備復旧には 2 週間を要する。サービス復旧は災害発生直後から行われ、施設が被災した場合であっても、非常用移動無線車・応急ケーブル・衛星通信車載車などの活用により 1 週間程度で通話可能となる。 ○上水道 ・発災直後は管路被害等により断水する可能性が高い。 ○ガス ・発災直後は、安全装置によりガスの供給が中断する可能性がある。 ○下水道 ・機能しなくなった場合、水洗トイレの使用不可に波及する恐れがある。
周辺被害	・豊橋市役所周辺の八町小学校区、松葉小学校区では、震度 6 弱～6 強。 ・豊橋駅付近から北側の比較的建築年の古い建物が多い地域や木造住宅の多い地区では、建物の全半壊被害が大きく、出火による延焼拡大の危険性がある。 ・両小学校区を合わせて発災直後には約 1,500 人の避難所生活者が発生すると予測され、負傷者や建物被害にあった市民等が助けを求めてくる場合も想定される。

【庁舎機能不全編】

上記想定に加え、平成 28 年に発生した熊本地震の事例のような市庁舎等が使用できない状況を想定する。

第3節 地震発生時の職員の参集想定

1 職員の参集条件

(1) 通勤距離による参集時間の考え方

【通勤距離・参集時間】

通勤距離	参集時間
通勤距離（直線距離×1.3）が20km以内の職員 （通勤距離が20km以上でも、バイクにより通勤可能な職員を含む）	発災～3日目
全職員 （4日目以降は、自動車又は公共交通機関により参集が可能と想定）	4日目以降

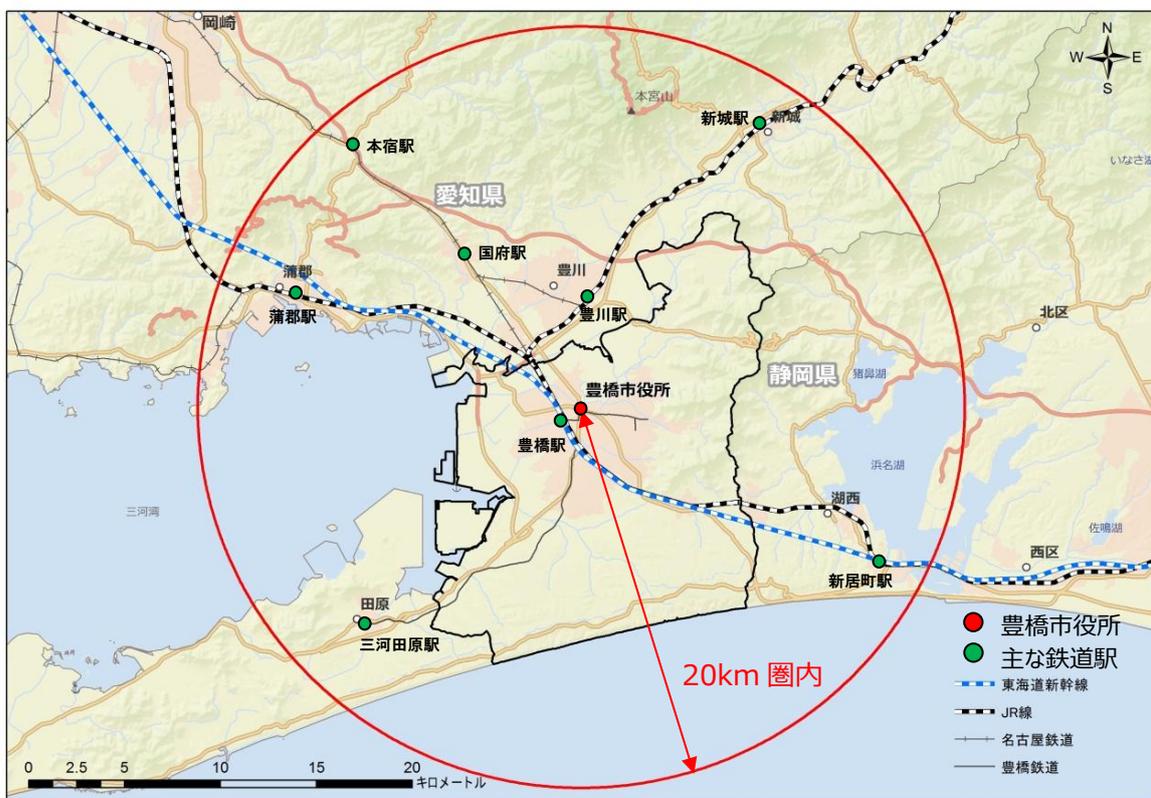


図2-5 豊橋市役所から直線距離20km圏内の図

(2) 参集方法

本市職員の通常時の通勤方法は自家用車・自転車が大部分を占めるが、大規模災害により自家用車及び公共交通機関が使用できなくなったとして、バイク・自転車・徒歩のいずれかの方法で職員が各勤務先へ参集すると想定した。

※国・県・他都市（主に都心部）では、参集方法として徒歩のみでの参集を前提としているケースが多いが、本市の道路事情や平成24年度の職員調査により、自転車及びバイクの利用も前提とすることが現実的であると判断した。

【通常時の通勤方法の割合・平成 27 年度調査】

方法	自家用車	自転車	公共交通機関	バイク	徒歩
割合	55.5%	31.7%	7.8%	1.8%	3.2%

【災害時の参集方法の割合・平成 27 年度調査】

(自家用車、公共交通機関が使用不能として、自転車・バイク・徒歩から参集方法を選択)

方法	自転車	徒歩	バイク
割合	77.9%	14.9%	7.2%

【参集方法ごとの時速の想定】

方法	想定速度	考え方
徒歩	3 km/h	通常の歩行速度は 4～5km/h であるが、災害時であるため、遅めの速度とした。
自転車	6 km/h	通常のを速度を時速 12km/h と想定し、災害時であるため 1/2 の速度とした。
バイク	10km/h	通常のを速度を時速 20km/h と想定し、災害時であるため 1/2 の速度とした。

(3) 職員の被災状況

① 人的被害 (本人・家族の被災)

- ・被害予測 (過去地震最大モデル、早期避難率低、冬夕発災) では、総人口379,362人のうち死者数 414人 (0.1%)、入院を要する者 (重傷者数) が634人 (0.17%)、入院は要しないが医師による治療が必要な者 (中等傷者) が2,424人 (0.64%) となっている。
- ・職員について、家族 4 人構成と設定し、上記被害確率の 4 倍を被害想定とすると、本人又は家族が死亡する可能性は0.4%、入院を要する可能性は0.68%となり、B C P の対象期間である1ヶ月は、1.08% (約 1%) の職員が参集困難と想定した。
- また、医師による治療が必要な者については、本人又は家族が該当する可能性は2.56 % (約3%) となり、3%の職員が、本人又は家族の被災により発災後 3 日間は、参集困難と想定した。

② 建物被害

約21%の建物が半壊以上の被害を受けると予測されており、21%の職員が発災当日は参集困難と想定した。

※被災状況の想定の数値は、豊橋市南海トラフ地震被害予測調査報告書 (平成 26 年 8 月) による。

【職員参集想定 of 参考資料】

- ・豊橋市東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書 (平成 26 年 8 月 豊橋市)
- ・大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き(平成 28 年 2 月 内閣府)
- ・中央省庁業務継続ガイドライン (平成 19 年 6 月 内閣府)
- ・愛知県庁業務継続計画 (愛知県庁 B C P) 【南海トラフ地震想定】 (平成 21 年 11 月 【平成 28 年 3 月改定】愛知県)
- ・市町村業務継続計画 (市町村 B C P) 策定の手引き (平成 23 年 8 月 愛知県防災危機管理課)
- ・阪神淡路大震災などの過去の災害対応事例
- ・平成 27 年度非常配備要員名簿 (市民病院の医療職を除く)

2 職員の参集予測

前述の条件に基づき、距離、参集方法により時間ごとに参集できる人員を集計し、その人員のうち被災想定により参集できない人員を除いた人員を参集できる人員とした。

その結果は、下の表である。

時間	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	4日目～1か月
人数	943人	1,689人	1,819人	1,862人	1,880人	2,411人	2,486人
割合	37.3%	66.8%	72.0%	73.7%	74.4%	95.4%	99.0%

※市民病院 医療職を除く

なお、この予測は、参集職員の概数・割合を想定するためのものであり、発災時間や消防本部等の24時間の交代制勤務等の詳細な条件を考慮していない。

		自転車・徒歩（通勤距離20km以内）、バイクにより参集可能な人員						全職員
		1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	4日目～1か月
距離・参集方法のみ考慮して参集できる人員(A)		1,258名 49.8%	2,253名 89.1%	2,425名 95.9%	2,484名 98.3%	2,506名 99.1%	2,511名 99.3%	2,528名 100%
(A)のうち参集できない人員	人的被害死亡・入院(a)	13名 1%	23名 1%	24名 1%	25名 1%	25名 1%	25名 1%	25名 1%
	人的被害怪我(b)	38名 3%	68名 3%	73名 3%	75名 3%	75名 3%	75名 3%	影響なし
	建物被害(c)	264名 21%	473名 21%	509名 21%	522名 21%	526名 21%	影響なし	影響なし
	参集できる人員(A-(a+b+c))	943名 37.3%	1,689名 66.8%	1,819名 72%	1,862名 73.7%	1,880名 74.4%	2,411名 95.4%	2,523名 99%

※市民病院 医療職を除く

(参考) 阪神・淡路大震災の事例（参集率）

	地震発生当日	2日後	3日後	4日後	5日後
兵庫県	20%			約7割	
神戸市	41%	約6割	約7割	約8割	約9割
伊丹市	75%	80%	83%	85%	
西宮市	51%	66%	69%	78%	
芦屋市	42%	53%	60%	69%	
宝塚市	60%				

出典：「国土交通省 業務継続計画」（平成19年6月）

【庁舎機能不全編】

1 職員の参集条件

令和6年1月1日に発生した能登半島地震の事例を参考に以下のとおり設定した。

【発災想定時間】

週休日^{*}に発生

※公共施設等は休館日を想定

※消防本部等の24時間の交代制勤務は、年末年始など平常時より勤務する職員が少ない時期などを想定

2 職員の参集予測

令和6年能登半島地震において、石川県珠洲市では、発災から数日経過しても職員の参集率が3割程度であった事例などを踏まえ、以下のとおり設定した。

【参集割合】

時間	1時間後	3時間後	6時間後	12時間後	1日以内	3日以内	7日以内
割合	10%程度				20%程度	40%程度 一部受援が到着 [*]	60%程度

※国等からのリエゾン（業務調整のための最初の職員）を数名想定

【職員参集想定参考資料】

一般財団法人 消防防災科学センター 地域防災データ総覧 令和6年能登半島地震編

第4節 南海トラフ地震臨時情報

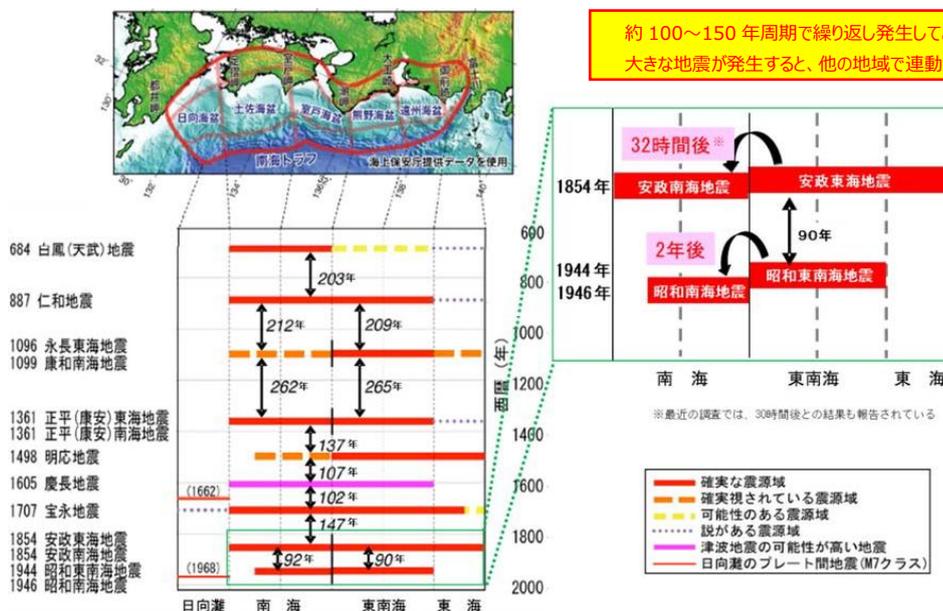
1. 南海トラフ地震に関連する情報とは

(1) 南海トラフ地震の特徴

○ 南海トラフ沿いの一部の領域で大きな地震が発生した場合には、連動して巨大地震が発生するおそれがある。

○ 南海トラフとは、駿河湾から日向灘沖に伸びる海溝の溝状の地形を形成する区域である。この南海トラフ沿いの地域を震源としてマグニチュード8クラスの大きな地震が100年～150年間隔で繰り返し発生している。

○ また、複数の領域でほぼ同時又は2年程度の頻度で発生するなど、周期性・連続性があることが知られており、一部の領域で地震が発生した場合や通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合には、連動して巨大地震が発生するおそれがある。



(参照：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府）を加筆修正)

一部割れ (M7.0～8.0) 被害限定ケース

南海トラフで地震 (M7クラス) が発生

南海トラフの大規模地震の前兆か？

7日以内に発生する頻度は数百回に1回程度

通常の数倍程度の確率

※通常：同左

半割れ (M8.0以上) 被害甚大ケース

南海トラフ西側で大規模地震 (M8クラス) が発生

東側は連動するの？

7日以内に発生する頻度は十数回に1回程度

通常の100倍程度の確率

※通常：「30年以内に70%～80%」の確率を7日以内に換算すると千年に1回程度

(参照：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府）を加筆修正)

(2) 南海トラフ地震に関連する情報の種類

- 「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に巨大地震の発生可能性の高まりについて、気象庁より発表される情報である。
- 「南海トラフ地震臨時情報」は、**南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて高まったと評価された場合に気象庁から発表される情報**で、情報発表後の防災対応をしやすいするため、例えば「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」のように**キーワードを付して発表**される。

○ 南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ・南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会の定例会合における調査結果を発表する場合

○ 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワード

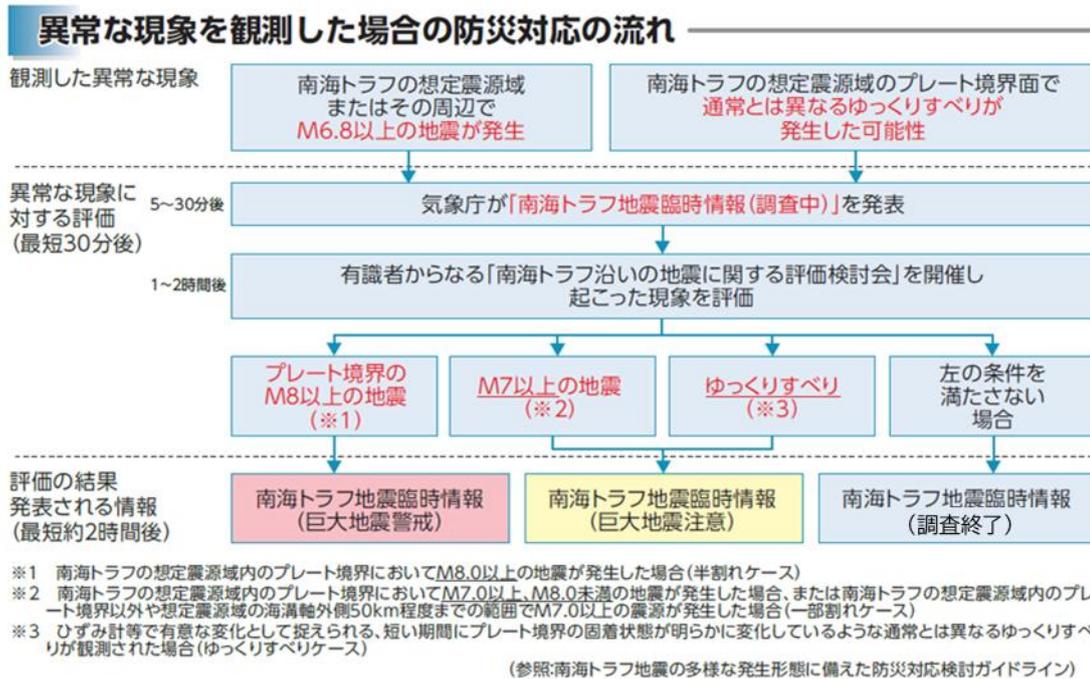
キーワード	発表条件
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	観測された異常現象が南海トラフ沿いの大規模な地震との関連性を調査した場合、又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	「半割れケース」に相当する現象と評価した場合（南海トラフ沿いでM8.0以上の地震が発生）
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	「一部割れケース」「ゆっくりすべりケース」に相当する現象と評価した場合（南海トラフ沿いでM7.0以上8.0未満の地震が発生）
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらないと評価した場合

○ 南海トラフ沿いで観測される異常な現象（3ケース）

<p>半割れケース (被害甚大ケース)</p>	<p>南海トラフの想定震源域内の領域で、マグニチュード8.0以上の大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震の地震発生の可能性が高まったと評価された場合</p> <p>○震源域の目の前だけでなく、太平洋沿岸全域に対して大津波警報・津波警報が発表される。</p> <p>○津波警報の解除までは半日～1日程度（津波注意報の解除まではさらに時間を要する）</p> <p>※気象庁では、大規模地震の発生直後に地震の規模を精査良く把握できない場合、その海域における最大級の津波を想定して大津波警報・津波警報を発表することとしており、半割れケースの場合はその可能性が高い。</p> <p>※南海トラフで発生する地震には多様性があり、本資料はあくまで一つの例を示したものである。</p> <p>「半割れケース」で想定される大津波警報・津波警報の発表イメージ</p> <p>※南海トラフで発生する地震には多様性があり、本資料はあくまで一つの例を示したものである。</p> <p>「半割れケース」で想定される地震動・津波の状況</p>
<p>一部割れケース (被害限定ケース)</p>	<p>南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい地震（マグニチュード7.0以上）の地震が発生し、大規模地震の地震発生の可能性が高まったと評価された場合</p> <p>○「半割れケース」と比較して狭い範囲に津波警報等が発表される。</p> <p>○津波警報等発表後、数時間～半日程度で解除。</p> <p>※地震の規模や震源の位置により、津波警報や津波注意報が発表されない場合も想定される。</p> <p>※南海トラフで発生する地震には多様性があり、本資料はあくまで一つの例を示したものである。</p> <p>「一部割れケース」で想定される津波警報等の発表イメージ等</p>
<p>ゆっくりすべり (被害なしケース)</p>	<p>南海トラフのプレート境界で、通常とは異なる「ゆっくりすべり」が観測され、大規模地震の地震発生の可能性が高まったと評価された場合</p>

(参照：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府）を加筆修正)

(3) 南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ



<参考> 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応 (ガイドライン、手引きの概要)

- 「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)」が発表された際の対応
 - ・発表後 1 週間までは、事前避難対象地域の市民は事前避難。それ以外の市民は、自主避難・日ごろからの地震の備えの再確認等を実施。
 - ・発表後 2 週間までは、自主避難・日ごろからの地震の備えの再確認等を実施。
- 「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)」が発表された際の対応
 - ・発表後 1 週間までは、自主避難・日ごろからの地震の備えの再確認等を実施。

	プレート境界の M 8 以上の地震	M 7 以上の地震	ゆっくりすべり
発生直後 「ゆっくりすべりケース」は検討が必要と認められた場合	● 個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		● 今後の状況に注意
(最短) 2 時間程度	巨大地震警戒対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 ● 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ● 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等
1 週間			
2 週間	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
すべりが収まったと評価されるまで	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		
大規模地震発生まで			● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

(参照：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン (内閣府))

後発地震に備える状況として「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)」が発表される場合、本市域において既に震度 5 弱以上が発生又は、大津波警報が発表され本計画が発動していることが想定される。

2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際の対応

(1) 市の対応

① 災害対策本部の設置

- 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表した際に、市は、災害対策基本法及び豊橋市災害対策本部条例その他の関係規則に基づく**災害対策本部を直ちに設置**する。大津波警報の発表等により、既に災害対策本部を設置している場合は、本部機能を維持する。
- 市は、関係機関等との連絡調整、及び、市民や事業者に対して後発地震への備えを徹底する旨の周知を的確に実施する。
- 災害対策本部は、速やかに事前避難対象地域の市民に対して**避難指示を発令**し、自主避難が必要な市民に対して自主避難を呼びかけるとともに、後発地震に備えるよう全ての市民に周知を徹底する。
- 後発地震が発生しないまま1週間が経過した場合は、避難情報を解除するとともに、全ての市民に対して、日ごろからの地震への備えの再確認などを呼びかけ、更に1週間は後発地震に備える。
- 後発地震が発生しないまま2週間が経過した場合は、市は災害対策本部を廃止する。市民に対して、後発地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、通常の生活に戻るよう促す。

- 市は、次に示す関係機関との連絡調整を開始する。また、次に示す機関は、災害対策本部へ必要な情報を報告する。

- ・ 関係機関（警察、消防（消防団）、自衛隊、愛知県等）
- ・ 市の出先機関
- ・ ライフライン事業者（電気・ガス・通信事業者）
- ・ 交通機関（鉄道・バス）
- ・ 各協定締結業者及び関係団体
- ・ 各小中学校等、幼稚園・認定こども園・保育園及び市所管公共施設
- ・ その他、関係者

- 市は、全ての市民に対して、家具の固定、飲料水・食料の備蓄の再確認、避難場所や避難経路、家族との安否確認手段の再確認など、後発地震への備えを徹底するよう呼びかけるとともに、事前避難対象地域の市民は直ちに避難を開始するよう、あらゆる手段・媒体を用いて、多重の通信手段により周知を徹底する。

周知媒体	ほっとメール、防災ラジオ、ホームページ、ケーブルテレビ・FM ラジオ、同報系防災行政無線、緊急速報メール、Hazardon（防災アプリ）、デジタルサイネージ、Yahoo! 防災速報、フェイスブック、X など SNS、広報車による周知 など
具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事前避難対象地域の市民は、直ちに避難を開始 ○ 事前避難対象地域以外の市民で、耐震性が低い住宅や土砂災害警戒区域の斜面際などに住んでいる市民は、自主避難を開始 ○ これ以外の市民は、日頃からの地震の備えを再確認するなど、今後2週間は後発地震に備える ○ 事業者は、従業員や来客者等の安全確保を最優先し、最大限の注意を払いつつ、必要な事業を継続 ○ 火気の使用を控えるなど、後発地震による火災の発生に備える

- 災害対策本部は、市民等からの問合せ等に対応する窓口を設置する。
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した際に、災害対策本部体制の各部班で実施すべき主な業務については、次のとおりとする。

(7) 統括調整部

部班名	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の防災対応
災害対策本部 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・各部・班との連絡調整、被害状況のとりまとめ及び報告 ・災害対策本部の設置・運営・廃止 ・職員の動員・配備 ・関係機関との連携・情報交換 ・避難所の設置・運営（開設する避難所に限る）
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動の実施 ・市民対応窓口の設置・運営に係る手順確認・準備 ・国・県との連携
消火救助班	<ul style="list-style-type: none"> ・後発地震に備えた拠点機能確保に係る手順確認・準備 ・消防職員・消防団の動員・配備 ・避難情報の伝達、緊急広報及び避難誘導
庁舎班	<ul style="list-style-type: none"> ・来館者等への情報伝達、庁舎内の後発地震対策の実施 ・後発地震発生後における庁舎及び車両並びに情報資産の管理に係る手順確認・準備
議会班	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会への情報伝達 ・災害対策本部と市議会との連絡調整

(1) 保健医療対策部

部班名	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の防災対応
保健医療 衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・後発地震発生後の医療救護に係る手順確認・準備 ・後発地震発生後の保健指導・防疫衛生対策に係る手順確認・準備 ・後発地震に備えた食品衛生、生活衛生、動物管理に係る手順確認・準備
市民病院班	<ul style="list-style-type: none"> ・入院患者及び外来患者等への情報伝達、市民病院内の後発地震対策の実施 ・後発地震に備えた市民病院の医療救護活動に係る手順確認・準備 ・保健医療衛生班との連携準備

(ウ) 被災者救援部

部班名	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の防災対応
福祉支援班	<ul style="list-style-type: none">・指定福祉避難所の設置・運営（開設する避難所に限る）・要配慮者の支援（福祉関係団体等との連携など）・避難所外避難者の対応及び支援・後発地震発生後における帰宅困難者対策に係る手順確認・準備
被災者対策班	<ul style="list-style-type: none">・後発地震発生後における行方不明者の調査、遺体の埋火葬に係る手順確認・準備・後発地震発生後におけるボランティア及び通訳等の受入準備・手順確認
教育対策班	<ul style="list-style-type: none">・学校関係者及び児童施設等への情報伝達、後発地震対策の実施・児童生徒及び放課後児童クラブに通う児童の避難誘導及び通学路の安全確保
こども支援班	<ul style="list-style-type: none">・保育園等への情報伝達、後発地震対策の実施・園児の避難誘導・こどもに関する福祉関係団体等との連携

(I) 物資企業部

部班名	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の防災対応
企業対策班	<ul style="list-style-type: none">・関係者への避難情報の伝達、後発地震対策の実施啓発・商業及び工業、港湾関係機関との連携
物資食料班	<ul style="list-style-type: none">・後発地震発生後における物資搬送及び食料調達に係る手順確認・準備・後発地震発生後における農地及び農業用施設復旧に係る手順確認・準備

(オ) 生活基盤対策部

部班名	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の防災対応
土木班	<ul style="list-style-type: none">・道路及び河川の巡視、後発地震対策の実施・後発地震発生後の道路啓開の早期実施手段の検討、道路機能確保に係る手順確認・準備・後発地震発生後の河川機能確保に係る手順確認・準備
廃棄物班	<ul style="list-style-type: none">・廃棄物処理施設及び車両等の巡視、後発地震対策の実施・災害廃棄物処理に係る手順確認・準備・仮設トイレの確保に係る手順確認・準備
ライフライン班	<ul style="list-style-type: none">・ライフライン事業者等との連携、情報共有・公園の巡視、後発地震対策の実施・事前避難対象地域の公園等の閉鎖措置
動植物公園班	<ul style="list-style-type: none">・来園者への情報伝達、避難誘導・動植物園内の後発地震対策の実施
上下水道班	<ul style="list-style-type: none">・水道施設及び下水道施設の巡視、後発地震対策の実施・後発地震発生後の水道施設及び下水道施設の早期復旧に係る手順確認・準備・後発地震発生後における応急給水に係る手順確認

(カ) 生活再建支援部

部班名	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の防災対応
証明・義援金班	<ul style="list-style-type: none">・被害状況の緊急調査体制の編成及び準備・後発地震発生後の罹災調査及び罹災証明発行業務に係る手順確認・準備・後発地震発生後の見舞金、義援金等業務に係る手順確認・準備
建築物班	<ul style="list-style-type: none">・後発地震発生後の公共建築物の応急危険度調査に係る手順確認・準備・建築物及び宅地の応急危険度判定に係る体制整備・手順確認

第3章 非常時優先業務

第1節 非常時優先業務の定義

1 定義

本市における非常時優先業務とは、発災から1か月間に優先的に実施すべき業務であって、発災後に実施する「災害応急対策業務（地域防災計画に定める災害応急対策業務、早期に実施すべき優先度の高い復旧業務）」、「優先度の高い通常業務」のことをいう。（第1章第3節「BCPの位置づけ」参照）

第1章第4節「基本方針」に基づき、以下の基準により、非常時優先業務の選定を行った。

【非常時優先業務】

分類		評価基準
災害応急対策業務		地域防災計画に定める災害応急対策業務・早期に実施すべき優先度の高い災害復旧業務（災害対策本部規程で定める災害対策業務）
優先度の高い通常業務	継続する業務（A）	発災後、業務開始目標時間までに業務が実施できなかった場合、市民の生命、身体及び財産又は市民生活に影響が生じるため、中断することが不可能で継続しなければならない業務 （状況によって人数を縮小する場合がある。）
	変更して対応する業務（B）	発災後、業務開始目標時間までに業務が実施できなかった場合、市民の生命、身体及び財産又は市民生活への影響はあるが、簡略化等により変更して対応を継続する業務



非常時優先業務 のイメージ図

第2節 業務開始目標時間設定ガイドライン

1 業務開始目標時間設定ガイドライン

選定した非常時優先業務に、本市の業務継続計画で定めるべき業務開始目標時間の大きさを示すため業務開始目標時間設定ガイドラインを作成した。

業務開始目標時間設定ガイドライン【災害応急対策業務】

業務開始目標時間	該当する業務の考え方	代表的な業務例
1時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・消火・救助・救急の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務（人・場所の確保、非常用通信手段確保、地震・津波情報等の収集等） ・被害状況の概要把握（被害情報の収集・伝達・報告） ・震災直後の火災、津波等対策業務（消火、避難・警戒・誘導処置等）
3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 ・広域応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・救助・救急体制確立に係る業務（応援要請、部隊編成・運用） ・避難所の開設及び避難者の受入業務 ・公共建築物の応急危険度調査等（庁舎等の重要建築物） ・応急救護所の開設 ・広域応援要請（警察、消防、DMAT等、国、他の地方公共団体への派遣要請） ・自衛隊災害派遣要請 ・報道機関への広報・報道等
6時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・応急活動（救助・救急以外）の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期的な二次被害予防業務（土砂災害警戒区域等における避難等） ・市管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道、交通等のインフラ・ライフライン） ・衛生環境の回復に係る業務（保健衛生活動等） ・災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受け入れ等） ・遺体の取扱い業務（収容、保管、埋火葬に係る事務手続き等）
12時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・避難生活支援の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、物資等の輸送手段の確保、供給等） ・自主防災組織との連絡調整、ボランティアとの連携に係る業務 ・火薬類、毒・劇物等の応急対応
1日以内		<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法関係業務 ・災害関連情報の広報・報道業務 ・衛生環境の回復に係る業務（防疫活動）
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者への支援の開始 ・復旧・復興に係る初動体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間施設の応急危険度判定等 ・避難生活の向上に係る業務（入浴、メンタルヘルス、防犯、保健師の派遣等） ・市街地の清掃に係る業務（ごみ処理等） ・災害対応に必要な経費の確保に係る業務（財政計画業務等） ・生活再建等に係る広報・広聴業務 ・災害ボランティアセンターの開設
1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者への支援 ・被災者支援の前提となる業務の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書発行のための申請受付・判定調査業務 ・罹災証明書の発行業務 ・火災調査・個別被害状況調査業務
2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興に係る業務の本格化 ・被災者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活再建に係る業務（被災者生活再建支援金の申請受付・支給、住宅確保、建築等の許認可・届出受付等） ・産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等）
1ヶ月以内	—	

業務開始目標時間設定ガイドライン【優先度の高い通常業務】

業務開始目標時間	該当する業務の考え方	代表的な業務例
1時間以内	・継続しなければならぬ業務の被害状況の把握、復旧の準備	・市民病院、消防、水道、老人ホーム等の24時間継続施設の業務の被害状況の把握、復旧の準備 ・組織的な業務遂行に必要な業務
3時間以内		
6時間以内		
12時間以内		
1日以内	・重大な行政手続き	・社会的に重大な行事等の延期調整業務（選挙等） ・重要な業務システム（インターネット、庁内ネットワーク、住民情報システム等）の再開に関する業務 ・公印管理等
3日以内	・他の業務の前提となる行政機能の回復	・業務システムの再開に関する業務
1週間以内	・窓口行政機能の回復	・窓口業務の再開（届出受理、証明書発行等） ・教育再開に係る業務
2週間以内		・金銭の支払、支給に係る業務（契約、給与、補助費等）
1ヶ月以内	・その他行政機能の回復	・その他の業務

[業務開始目標時間設定の根拠]

- ・大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き(令和5年5月改定 内閣府)
- ・中央省庁業務継続ガイドライン（平成19年6月 内閣府）
- ・愛知県庁業務継続計画（愛知県庁BCP）【南海トラフ地震想定】（平成21年11月【平成28年3月改定】愛知県）
- ・阪神淡路大震災などの過去の災害対応事例
- ・平成23・24年度BCP策定時における各課ヒアリング結果
- ・その他の参考文献 ～東日本大震災の教訓等に係る関連資料～
 - 東日本大震災-宮城県の6ヶ月間の災害対応とその検証-（平成24年3月 宮城県）
 - 東日本大震災に係る災害対応検証報告書（平成24年2月 岩手県）
 - 釜石市東日本大震災検証報告書（案）（平成24年3月 釜石市）
 - 東日本大震災における災害対応行動の検証報告書（平成24年3月 宮古市）
 - 東日本大震災災害ボランティアセンター報告書 全国社会福祉協議会（平成23年度） 等

2 業務開始目標時間の考え方

「業務開始目標時間」とは、それぞれの業務の開始・再開の目標とする時期のことを指し、ここでの「開始・再開」とは単に一部に着手することを意味するのではなく、一定程度の業務が実施される状態を指すものとする。

第3節 非常時優先業務の選定

1 非常時優先業務数

第1節・第2節により選定した本市の非常時優先業務は、以下のとおりである。

非常時優先業務数

業務の分類	非常時優先業務数	休止業務数 (1か月)	計
災害応急対策業務	310	—	310
優先度の高い通常業務	428	715	1,143
計	738	715	1,453

【庁舎機能不全編】

非常時優先業務数

業務の分類	非常時優先業務数	休止業務数 (1か月)	計
災害応急対策業務	312	—	312
優先度の高い通常業務	364	776	1,140
計	676	776	1,452

※ 各部班の災害応急対策業務及び各課の通常業務の詳細な内訳については、附属資料「非常時優先業務一覧表」を参照

2 災害対策本部体制における災害応急対策業務の概要

災害時において、各部班が円滑に業務を遂行するためには、市全体で実施すべき業務の全体像を把握する必要がある。

次において、各部班が、他部班における災害応急対策業務の概要を把握できるよう、災害対策本部規程に基づく「大分類（主な業務）」を用い、各部・班の主な災害応急対策業務の業務開始目標時間別の業務数の推移を示す。

主な災害応急対策業務と業務開始目標時間 発災～6 時間以内

主な災害応急対策業務と業務開始目標時間を班ごとに記載、線・矢印については、業務の準備又は応急対策業務の継続

部	班	大分類（主な業務）	1 時間以内（主な業務）	業務数	3 時間以内（主な業務）	業務数	6 時間以内（主な業務）	業務数
	共通部	体制の整備、部班の連絡調整、取りまとめ	・職員の参集 ・部・班の連絡調整 ・被害状況の取りまとめ及び報告（第1報）	26	⇒		⇒	
統括調整部	災害対策本部事務局	災害対策本部の取りまとめに関する事 避難所に関する事	・災害対策本部の設置 ・避難情報の発令に関する業務 ・被害状況の取りまとめ ・各部、班の配置要員の把握及び動員	9	・災害対策本部の運営 ・災害情報の収集伝達及び本部員会議等への報告 ・他機関への応援要請 ・避難所の開設及び運営	12	・災害応急対策に係る全体調整及び進行管理 ・近隣市町村の被害状況の収集	5
	広報班	広報、市民対応窓口に関する事	・緊急広報班の編成 ・報道機関への避難指示等の緊急放送の要請	3	・放送機関に対する専用窓口の開設 ・市民及び民間協力機関などへの情報提供 ・市民対応窓口の開設準備	6	・市民対応窓口の運営	3
	消火救助班	消火、救助及び救急に関する事	・消火、救助及び救急活動体制の確立	12	・緊急消防援助隊等受援に関する業務	1	⇒	
	庁舎班	庁舎管理、市有財産管理、情報資産に関する事	・豊橋市役所消防計画（避難誘導、初期消火、応急救護）に関する業務 ・庁内情報資産の被害状況の取りまとめ及び報告 ・本庁舎機能の確保及び復旧	4	・車両の賃借及び配車計画に関する業務 ・緊急通行車両の確保	2	⇒	
	議会班	議会との調整に関する事	・議員の罹災状況の把握等連絡体制の確保 ・議員からの被害情報等の取りまとめ及び災害対策本部への情報提供・要請 ・災害対策本部から議員への被害状況等情報提供	3	・議会開催に向けた災害対策本部と市議会との連絡調整	1	⇒	
保健医療対策部	保健医療衛生班	医療救護、保健衛生に関する事	・保健医療衛生班本部の設置 ・医療機関の被害状況の調査、負傷者の収容状況の把握及び重傷者の病状把握	2	・医師会、病院等医療機関、関係協力機関との連絡調整及び応援要請 ・応急救護所の開設及び運営	6	・医薬品及び衛生器材の調達と管理搬送 ・食品の衛生に関する業務	11
	市民病院班	医療救護（市民病院）に関する事	・市民病院の対策本部の設置 ・既設部門の医療における優先順位の決定	7	・トリアージ・治療エリアの立上げ ・必要な薬剤・物品・備品等の確保・配分 ・保健医療衛生班の連携に関する業務	9	・ボランティア（看護学生含む）の登録・配置	2
被災者救援部	福祉支援班	指定福祉避難所、要配慮者に関する事	・入所者の救護及び被災状況の調査（総合老人ホーム）	1	・介護・高齢者、障害福祉施設の被災状況の取りまとめ及び施設入所者の安否確認 ・帰宅困難者等支援施設の開設及び運営	4	・避難行動要支援者の安否及び所在の確認	1
	被災者対策班	ボランティア、遺体の処理、治安に関する事	・斎場の被災状況の確認 ・災害ボランティアセンター開設準備室設置（判断）	3	⇒		・行方不明者の捜索受付等 ・遺体収容施設の確保及び運営 ・遺体の収容措置に関する警察との連携に関する業務	5
	教育対策班	教育対策に関する事	・児童生徒の避難誘導及び通学路の安全確保	2	⇒		⇒	
	子ども支援班	子どもの支援、要配慮者に関する事	・園児等の避難誘導	1	子どもに関する福祉関係団体等との連絡調整	1	⇒	
物資企業部	企業対策班	企業対策に関する事	・津波からの緊急避難場所の確保	1	—		・自主防災組織（明海地区、神野地区）との連携	2
	物資食料班	救助・受援・義援物資の受入・搬送と食料確保に関する事	—		・農地、農業用施設及び海岸保全施設の被災状況の調査及び情報収集	1	・防災倉庫から避難所等への物資の搬送 ・緊急物資及び機材の調達及び賃借	2
生活基盤対策部	廃棄物班	廃棄物、ごみ、し尿、仮設トイレに関する事	—		・施設設備の被害拡大防止対策 ・有害物質漏出事発生状況の把握	2	・仮設トイレの確保及び配置計画に関する業務 ・収集、運搬に係る各課、各施設との連絡調整	2
	土木班	道路、河川に関する事	・道路、橋梁等の被災状況の調査及び情報収集 ・緊急輸送道路などの被害調査	2	・班内に係る公共土木施設（所管施設を含む）の被災状況の取りまとめ及び報告 ・河川、水路、排水機場等の被災状況の調査及び情報収集	2	・災害復旧協定締結機関との連絡調整 ・道路啓開及び道路、橋梁等の応急修理その他緊急措置 ・建設機材の調達及び配車	6
	ライフライン班	ライフライン、交通、復興計画に関する事	ライフライン班内の連絡調整、被災状況の取りまとめ及び報告	1	・電気・ガス等のライフラインの被害や被災状況の把握 ・公共交通機関の被害や運行状況の把握 ・都市計画基本図及び航空写真の交付（被災状況等の把握用）	3	・所管施設（拠点公園等）の応急使用に関する業務 ・公園緑地、街路樹等の応急修理その他緊急措置 ・土地区画整理事業施行地区内における道路等公共土木施設の応急修理その他緊急措置	3
	動植物公園班	施設対策に関する事	・【開園時における】来園者の安全確保 ・来園者をはじめ帰宅困難者（二川駅滞留者の一時受入）の対応	3	⇒		⇒	
	上下水道班	水道、下水道の復旧、応急給水に関する事	・断水区域内の調査 ・施設の運転監視 ・処理場及びポンプ場施設に係る被災状況の調査 ・下水道管路の被災状況の情報収集と調査	4	・市民への広報 ・災害復旧の受援（日水協） ・他都市、関係機関等への協力要請 ・取水、浄水施設等の復旧 ・応急給水 ・処理場及びポンプ場施設の被害調査 ・処理場及びポンプ場施設に係る修理復旧	8	・水質管理	1
生活再建支援部	証明・義援金班	被害調査、罹災証明、義援金の受入・配分に関する事	・被災状況の緊急調査体制の編成 ・被災状況の緊急調査（住家）の実施	2	⇒		⇒	
	建築物班	建築物の応急危険度判定、応急対策、住宅確保に関する事	・公共建築物の被災状況の把握 ・応急危険度判定実施本部の設置 ・市営住宅の被災状況把握	3	・公共建築物の応急危険度調査に係る手順確認・準備 ・民間の建築物及び宅地の応急危険度調査に係る体制準備・手順確認 ・市営住宅の応急危険度調査に係る手順確認・準備	3	・公共建築物の応急危険度調査 ・公共建築物の応急対応 ・応急危険度判定実施本部の設置 ・市営住宅の応急危険度調査	5

主な災害応急対策業務と業務開始目標時間 12時間～3日

主な災害応急対策業務と業務開始目標時間を班ごとに記載、線・矢印については、業務の準備又は応急対策業務の継続

部	班	大分類（主な業務）	12時間以内（主な業務）	業務数	1日以内（主な業務）	業務数	3日以内（主な業務）	業務数
	共通部	体制の整備、部班の連絡調整、取りまとめ	・職員の参集 ・部・班の連絡調整 ・被害状況の取りまとめ及び報告		⇒		⇒	
統括調整部	災害対策本部事務局	災害対策本部の取りまとめに関する事 避難所に関する事	災害救助法の適用申請に関する業務	1	⇒		・災害に伴う職員の安全、健康管理 ・被災者の生活確保安定に関する支援策の取りまとめ	2
	広報班	広報、市民対応窓口に関する事	⇒		広報車による広報活動	1	被災後の生活関連情報、行政施策等の広報	1
	消火救助班	消火、救助及び救急に関する事	⇒		⇒		⇒	
	庁舎班	庁舎管理、市有財産管理、情報資産に関する事	⇒		・市有財産及び所管施設の被害状況の取りまとめ及び報告 ・行政情報・住民情報のシステム及び付随するネットワーク復旧の体制整備 ・災害救助に伴う予算経理	3	・災害時の利活用可能地の確認	1
	議会班	議会との調整に関する事	⇒		・議員控室の設備等の機能回復 ・議会開催（臨時会等）に向けた議場等会議室の設備等の機能回復 ・議員の参集及び議会内の会議の開催	3	⇒	
対策部 保健医療	保健医療衛生班	医療救護、保健衛生に関する事	医療ボランティアに関する業務	1	防疫衛生対策に関する業務	1	・保健指導・健康管理に関する業務 ・栄養指導に関する業務	2
	市民病院班	医療救護（市民病院）に関する事	⇒		⇒		⇒	
被災者救済部	福祉支援班	指定福祉避難所、要配慮者に関する事	⇒		・指定福祉避難所の開設及び運営 ・被災者の保険診療	2	・要配慮者相談窓口の開設 ・避難所外避難者への支援	2
	被災者対策班	ボランティア、遺体の処理、治安に関する事	社会福祉協議会、日本赤十字社及びボランティア団体との連携に関する業務	1	・被災者のボランティアニーズの把握及び災害ボランティアコーディネーターとの連携 ・災害時多言語センターの設置 ・防犯対策に係る警察との連携	4	・行旅病人及び行旅死亡人に関する業務 ・火葬方法の検討、火葬場の手配 ・災害ボランティアセンターの開設 ・災害ボランティアセンター開設時のボランティアの受入れ及び活用 ・災害ボランティアセンター開設時のボランティア活動に必要な情報の提供	5
	教育対策班	教育対策に関する事	⇒		⇒		・応急教育の体制整備に関する業務 ・児童クラブ再開の体制整備に関する業務	2
	子ども支援班	子どもの支援に関する事	⇒		⇒		幼児教育・保育再開の体制整備に関する業務	1
物資企業部	企業対策班	企業対策に関する事	⇒		・港湾関係施設の被害状況の取りまとめ及び報告 ・工業及び商業の被害調査 ・港湾関係機関との連絡調整	3	⇒	
	物資食料班	救助・受援・義援物資の受入・搬送と食料確保に関する事	・救援物資の受入基地や受援受入基地など物資の集積場所の開設・運営・出納管理 ・物資輸送ルートの確保 ・舟艇（漁船）の確保	3	被災者用物資のあわせ	1	・物資の出納管理の取りまとめ ・炊き出し用米穀（救助用米穀）にかかる応急供給米穀取扱機関との連絡調整	7
生活基盤対策部	廃棄物班	廃棄物、ごみ、し尿、仮設トイレに関する事	・災害に伴う廃棄物の情報収集及び処理計画に関する業務 ・災害復旧の受援に関する業務 ・道路啓開に伴う関係機関及び部班との連絡調整	6	・仮設トイレの設置・運搬補助 ・定期収集及び処理施設での受入停止の決定及び市民への周知	2	・災害に伴う廃棄物（し尿含む。）の収集及び運搬 ・廃棄物の仮置場に関する業務 ・廃棄物の排出場所等の確保 ・災害に伴う廃棄物の埋立処分 ・地下水揚水設備所有者への協力要請	10
	土木班	道路、河川に関する事	・避難所及び災害現場への緊急車両等の緊急通行道路の確認確保 ・河川、水路、排水機場等の障害物の除去	4	⇒		⇒	
	ライフライン班	ライフライン、交通、復興計画に関する事	⇒		国・県との連絡調整・協議体制の確立	1	市街地の被災状況の把握	1
	動植物公園班	施設対策に関する事	⇒		⇒		⇒	
	上下水道班	水道、下水道の復旧、応急給水に関する事	⇒		他自治体等からの応援隊の受け入れ	1	・応急修理及び緊急措置に要する諸資材の確保 ・給水装置の応急復旧 ・ライフライン関係機関との応急復旧の連絡調整 ・導、送、配水管の応急復旧 ・下水道管路の応急復旧	8
生活再建支援部	証明・義援金班	被害調査、罹災証明、義援金の受入・配分に関する事	⇒		金融機関の被害状況の把握	1	義援金の受領	1
	建築物班	建築物の応急危険度判定、応急対策、住宅確保に関する事	⇒		・応急危険度判定士の連絡調整・受入れ ・災害救助法に基づく住宅の応急修理に関する業務（緊急の修理）	2	・被災宅地危険度判定士の連絡調整、受入れ ・被災建築物の応急危険度判定の実施 ・被災宅地危険度判定の実施 ・災害救助法に基づく住宅の応急修理に関する業務（応急修理） ・市営住宅の応急修理	5

主な災害応急対策業務と業務開始目標時間 1週間以内～1ヶ月以内

主な災害応急対策業務と業務開始目標時間を班ごとに記載、線・矢印については、業務の準備又は応急対策業務の継続

部	班	大分類（主な業務）	1週間以内（主な業務）	業務数	2週間以内（主な業務）	業務数	1ヶ月以内（主な業務）	業務数
共通	全部班	体制の整備、部班の連絡調整、取りまとめ	・職員の参集 ・部・班の連絡調整 ・被害状況の取りまとめ及び報告		⇒		⇒	
統括調整部	災害対策本部事務局	災害対策本部の取りまとめに関する事 避難所に関する事	⇒		⇒		労務者の雇上げ	1
	広報班	広報、市民対応窓口に関する事	⇒		⇒		⇒	
	消火救助班	消火、救助及び救急に関する事	⇒		⇒		⇒	
	庁舎班	庁舎管理、市有財産管理、情報資産に関する事	⇒		⇒		⇒	
	議会班	議会との調整に関する事	⇒		⇒		⇒	
対策部 保健医療	保健医療衛生班	医療救護、保健衛生に関する事	⇒		⇒		⇒	
	市民病院班	医療救護（市民病院）に関する事	⇒		⇒		⇒	
被災者救済部	福祉支援班	指定福祉避難所、要配慮者に関する事	⇒		⇒		⇒	
	被災者対策班	ボランティア、遺体の処理、治安に関する事	被災者の生活相談	1	⇒		⇒	
	教育対策班	教育対策に関する事	⇒		・収蔵資料の被害状況の確認 ・被災文化財の救援	2	⇒	
	子ども支援班	子どもの支援に関する事	⇒		⇒		⇒	
物資企業部	企業対策班	企業対策に関する事	⇒		⇒		⇒	
	物資食料班	救助・受援・義援物資の受入・搬送と食料確保に関する事	農林水産業の被害証明	1	⇒		農業用施設及び海岸施設の復旧	1
生活基盤対策部	廃棄物班	廃棄物、ごみ、し尿、仮設トイレに関する事	⇒		災害に伴う廃棄物（し尿を含む。）の受入中間処理	1	⇒	
	土木班	道路、河川に関する事	⇒		⇒		⇒	
	ライフライン班	ライフライン、交通、復興計画に関する事	復興地区区分及び第一次建築制限区域（案）の申出	1	都市復興基本方針の策定及び建築基準法第84条の指定	1	都市復興基本計画（骨子案）の策定	1
	動植物公園班	施設対策に関する事	⇒		収蔵資料の被害状況の確認	1	⇒	
	上下水道班	水道、下水道の復旧、応急給水に関する事	⇒		⇒		⇒	
生活再建支援部	証明・義援金班	被害調査、罹災証明、義援金の受入・配分に関する事	・被災状況（住家）の調査確認並びに被害状況の取りまとめ及び報告 ・被災者台帳作成 ・罹災証明の発行	3	・義援金の配分計画の策定 ・義援金の配分 ・被災者生活再建支援金の申請受付・支給	3	・見舞金等の支給 ・災害弔慰金等の受付	2
	建築物班	建築物の応急危険度判定、応急対策、住宅確保に関する事	被災住宅等の復旧に伴う業者指導及び相談	1	・住宅金融支援機構災害貸付けに関する業務 ・災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設の調整に関する業務	2	・災害救助法に基づく応急仮設住宅の入居及び管理に関する業務 ・災害救助法に基づく応急借上げ住宅に関する業務	2

【庁舎機能不能編】

主な災害応急対策業務と業務開始目標時間 発災～6 時間以内

主な災害応急対策業務と業務開始目標時間を班ごとに記載、線・矢印については、業務の準備又は応急対策業務の継続

部	班	大分類（主な業務）	1時間以内（主な業務）	業務数	3時間以内（主な業務）	業務数	6時間以内（主な業務）	業務数
統括調整部	災害対策本部事務局	災害対策本部の取りまとめに関する事 避難所に関する事	・災害対策本部の設置 ・避難情報の発令に関する業務 ・第一、第二指定避難所の開設	7	・被害状況の取りまとめ ・職員の被災状況の把握 ・災害情報の収集伝達及び本部員会議等への報告	7	・災害応急対策に係る全体調整及び進行管理 ・他機関への応援要請 ・近隣市町村の被害状況の収集	7
	広報班	広報、市民対応窓口に関する事	・緊急広報班の編成 ・報道機関への避難指示等の緊急放送の要請	3	・放送機関に対する専用窓口の開設 ・市民及び民間協力機関などへの情報提供 ・関係庁省その他関係機関との連絡調整等	6	災害の記録に関する業務	1
	消火救助班	消火、救助及び救急に関する事	・消火、救助及び救急活動体制の確立	11	緊急消防援助隊等受援に関する業務	2	⇒	
	庁舎班	庁舎管理、市有財産管理、情報資産に関する事	・豊橋市役所消防計画（避難誘導、初期消火、応急救護）に関する業務 ・本庁舎機能の確保及び復旧	4	⇒		⇒	
	議会班	議会との調整に関する事	議会班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告	1	⇒		・議員の被災状況の把握等連絡体制の確保 ・議員からの被害情報等の取りまとめ及び災害対策本部への情報提供・要請 ・災害対策本部から議員への被害状況等情報提供	3
部 保健医療対策	保健医療衛生班	医療救護、保健衛生に関する事	⇒		保健医療衛生班内の連絡調整及び被害状況のとりまとめ及び報告	6	保健医療衛生班本部の設置	4
	市民病院班	医療救護（市民病院）に関する事	・市民病院の対策本部の設置 ・既設部門の医療における優先順位の決定	8	・トリアージ・治療エリアの立上げ ・必要な薬剤・物品・備品等の確保・配分 ・保健医療衛生班の連携に関する業務	9	入院患者・職員への食料の供給ボランティア（含む、看護学生）の登録・配置	1
被災者救済部	福祉支援班	指定福祉避難所、要配慮者に関する事	入所者の救護及び被災状況の調査（総合老人ホーム）	3	・介護・高齢者、障害福祉施設の被災状況の取りまとめ及び施設入所者の安否確認 ・帰宅困難者等への避難誘導	4	⇒	
	被災者対策班	ボランティア、遺体の処理、治安に関する事	災害ボランティアセンター開設準備室設置（判断）	2	斎場の被災状況の確認	1	⇒	
	教育対策班	教育対策に関する事	児童クラブやのびるん de スクールの児童等の避難誘導及び安全確保、連絡調整	1	教育対策班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告	1	⇒	
	こども支援班	こどもの支援、要配慮者に関する事	園児等の避難誘導	2	こどもに関する福祉関係団体等との連絡調整	1	⇒	
物資企業部	企業対策班	企業対策に関する事	津波からの緊急避難場所の確保	1	⇒		自主防災組織（明海地区、神野地区）との連携	1
	物資食料班	救助・受援・義援物資の受入・搬送と食料確保に関する事	物資食料班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告	1	⇒		・防災倉庫から避難所等への物資の搬送 ・緊急物資及び機材等の調達及び賃借	2
生活基盤対策部	廃棄物班	廃棄物、ごみ、し尿、仮設トイレに関する事	⇒		・施設設備の被害拡大防止対策 ・有害物質漏出事故発生状況の把握	2	収集、運搬に係る各課、各施設との連絡調整	1
	土木班	道路、河川に関する事	⇒		・班内に係る公共土木施設（所管施設を含む）の被災状況の取りまとめ及び報告 ・道路、橋梁等の被災状況調査及び情報収集	4	⇒	
	ライフライン班	ライフライン、交通、復興計画に関する事	ライフライン班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告		・電気・ガス等のライフラインの被害や被災状況の把握 ・公共交通機関の被害や運行状況の把握 ・都市計画基本図及び航空写真の交付（被災状況等の把握用）	3	・所管施設（拠点公園等）の応急使用に関する業務 ・公園緑地、街路樹等の応急修理その他緊急措置 ・土地区画整理事業施行地区内における道路等公共土木施設の応急修理その他緊急措置	3
	動植物公園班	施設対策に関する事	・【開園時における】来園者の安全確保 ・来園者をはじめ帰宅困難者（二川駅滞留者の一時受入）の対応	4	⇒		⇒	
	上下水道班	水道、下水道の復旧、応急給水に関する事	・断水区域内の調査 ・施設の運転監視 ・処理場及びポンプ場施設に係る被災状況の調査 ・下水道管路の被災状況の情報収集と調査	8	・災害復旧の受援（日水協） ・他都市、関係機関等への協力要請 ・取水、浄水施設等の復旧 ・応急給水	5	水質管理	1
生活再建支援部	証明・義援金班	被害調査、罹災証明、義援金の受入・配分に関する事	⇒		証明・義援金班内の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告	1	⇒	
	建築物班	建築物の応急危険度判定、応急対策、住宅確保に関する事	⇒		・公共建築物の応急危険度調査に係る手順確認・準備 ・民間の建築物及び宅地の応急危険度調査に係る体制準備・手順確認 ・市営住宅の応急危険度調査に係る手順確認・準備	6	応急危険度判定実施本部の設置	2

【庁舎機能不能編】

主な災害応急対策業務と業務開始目標時間 12時間～3日

主な災害応急対策業務と業務開始目標時間を班ごとに記載、線・矢印については、業務の準備又は応急対策業務の継続

部	班	大分類（主な業務）	12時間以内（主な業務）	業務数	1日以内（主な業務）	業務数	3日以内（主な業務）	業務数
統括調整部	災害対策本部事務局	災害対策本部の取りまとめに関すること 避難所に関すること	第一、第二指定避難所の運営	1	・職員託児所に関する業務 ・指定福祉避難所の開設指示	2	・現地本部の運営 ・近隣市町村の被害状況の収集 ・被災者の生活確保安定に関する支援策の取りまとめ	5
	広報班	広報、市民対応窓口に関すること	⇒	⇒	⇒	⇒	・市民対応窓口（ワンストップ窓口）の開設準備 ・市民対応窓口（ワンストップ窓口）の運営 ・被災後の生活関連情報、行政施策等の広報	3
	消火救助班	消火、救助及び救急に関すること	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	庁舎班	庁舎管理、市有財産管理、情報資産に関すること	⇒	⇒	・車両の貸借及び配車計画に関する業務 ・災害救助に伴う予算経理 ・庁内情報資産の被害状況の取りまとめ及び報告	4	・災害時の利活用可能地の確認 ・行政情報・住民情報のシステム及び付随するネットワークの復旧	2
	議会班	議会との調整に関すること	議会開催に向けた災害対策本部と市議会との連絡調整	1	⇒	⇒	⇒	
対策部 保健医療	保健医療衛生班	医療救護、保健衛生に関すること	・医療機関の被害状況の調査、負傷者の収容状況の把握及び重傷者の病状把握 ・応急救護所の開設及び運営	7	医薬品及び衛生器材の調達と管理搬送	3	・医療ボランティアに関する業務 ・防疫衛生対策に関する業務 ・食品の衛生に関する業務	12
	市民病院班	医療救護（市民病院）に関すること	⇒	⇒	⇒	⇒	ボランティア（含む、看護学生）の登録・配置	1
被災者救援部	福祉支援班	指定福祉避難所、要配慮者に関すること	帰宅困難者等支援施設の開設及び運営	1	被災者の保険診療に関する業務	1	・指定福祉避難所の開設及び運営 ・要配慮者相談窓口の開設 ・避難所外避難者への支援	3
	被災者対策班	ボランティア、遺体の処理、治安に関すること	・社会福祉協議会、日本赤十字社及びボランティア団体との連携に関する業務	1	・行方不明者の捜索受付等 ・災害時多言語センターの設置 ・防犯対策に係る警察との連絡調整	6	・死亡届等に基づく死体の身元調査事務 ・災害ボランティアセンターの開設	8
	教育対策班	教育対策に関すること	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	子ども支援班	子どもの支援に関すること	⇒	⇒	⇒	⇒	幼児教育・保育再開の体制整備に関する業務	1
物資企業部	企業対策班	企業対策に関すること	⇒	⇒	・港湾関係施設の被害状況の取りまとめ及び報告 ・工業及び商業の被害調査 ・港湾関係機関との連絡調整	3	⇒	
	物資食料班	救助・受援・義援物資の受入・搬送と食料確保に関すること	・救援物資の受入基地や受援受入基地など物資の集積場所の開設・運営・出納管理 ・物資輸送ルートの確保	2	・被災者用物資のあっせん	1	・物資の出納管理の取りまとめ ・救助用米穀等の確保及び応急供給 ・炊き出し用米穀（救助用米穀）にかかる応急供給米穀取扱機関との連絡調整 ・農畜水産物の調達 ・農地、農業用施設及び海岸保全施設の被害状況の調査及び情報収集 ・舟艇（漁船）の確保	6
生活基盤対策部	廃棄物班	廃棄物、ごみ、し尿、仮設トイレに関すること	道路啓開に伴う関係機関及び部班との連絡調整	3	・避難所の仮設トイレ要否の確認 ・定期収集及び処理施設での受入停止の決定及び市民への周知	3	・仮設トイレの確保及び配置計画に関する業務 ・災害復旧の受援に関する業務 ・廃棄物の仮置場に関する業務	10
	土木班	道路、河川に関すること	⇒	⇒	緊急輸送道路などの被害調査	2	・道路啓開及び道路、橋梁等の応急修理その他緊急措置 ・河川、水路、ため池、排水機場等の障害物の除去	10
	ライフライン班	ライフライン、交通、復興計画に関すること	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	動植物公園班	施設対策に関すること	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	上下水道班	水道、下水道の復旧、応急給水に関すること	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	・応急修理及び緊急措置に要する諸資材の確保 ・給水装置の応急復旧 ・ライフライン関係機関との応急復旧の連絡調整 ・導、送、配水管の応急復旧 ・下水道管路の応急復旧
生活再建支援部	証明・義援金班	被害調査、罹災証明、義援金の受入・配分に関すること	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	建築物班	建築物の応急危険度判定、応急対策、住宅確保に関すること	⇒	⇒	・金融機関の被害状況の把握	1	義援金の受領	1
			⇒	⇒	被害状況の緊急調査体制の編成	2	被害状況の取りまとめ及び報告	1

【庁舎機能不能編】

主な災害応急対策業務と業務開始目標時間 1週間以内～1ヶ月以内

主な災害応急対策業務と業務開始目標時間を班ごとに記載、線・矢印については、業務の準備又は応急対策業務の継続

部	班	大分類（主な業務）	1週間以内（主な業務）	業務数	2週間以内（主な業務）	業務数	1ヶ月以内（主な業務）	業務数
統括調整部	災害対策本部事務局	災害対策本部の取りまとめに関する事 避難所に関する事	⇒		⇒		労務者の雇上げ	1
	広報班	広報、市民対応窓口に関する事	広報車による広報活動	1	⇒		⇒	
	消火救助班	消火、救助及び救急に関する事	⇒		⇒		⇒	
	庁舎班	庁舎管理、市有財産管理、情報資産に関する事	災害時の利活用可能地の確認	1	⇒		⇒	
	議会班	議会との調整に関する事	・議員控室の設備等の機能回復 ・議会開催（臨時会等）に向けた議場等会議室の設備等の機能回復 ・議員の参集及び議会内の会議の開催	3	⇒		⇒	
対策部 保健医療	保健医療衛生班	医療救護、保健衛生に関する事	・保健指導、健康管理に関する業務 ・栄養指導に関する業務	2	⇒		⇒	
	市民病院班	医療救護（市民病院）に関する事	⇒		⇒		⇒	
被災者支援部	福祉支援班	指定福祉避難所、要配慮者に関する事	⇒		⇒		⇒	
	被災者対策班	ボランティア、遺体の処理、治安に関する事	被災者の生活相談	1	⇒		⇒	
	教育対策班	教育対策に関する事	⇒		・応急教育の体制整備に関する業務 ・収蔵資料の被害状況の確認 ・被災文化財の救援	5	⇒	
	子ども支援班	子どもの支援に関する事	⇒		⇒		⇒	
物資企業部	企業対策班	企業対策に関する事	⇒		⇒		⇒	
	物資食料班	救助・受援・義援物資の受入・搬送と食料確保に関する事	・市街化区域内の防災協力農地確保に係る調整 ・農林水産業の被害証明	2	⇒		・農業用施設の応急修理その他緊急措置 ・農業用施設及び海岸施設の復旧	2
生活基盤対策部	廃棄物班	廃棄物、ごみ、し尿、仮設トイレに関する事	・災害に伴う廃棄物の埋立処分 ・仮設トイレのし尿収集体制整備	5	災害に伴う廃棄物（し尿を含む。）の受入・中間処理	1	⇒	
	土木班	道路、河川に関する事	⇒		⇒		⇒	
	ライフライン班	ライフライン、交通、復興計画に関する事	復興地区区分及び第一次建築制限区域（案）の申出	1	都市復興基本方針の策定及び建築基準法第84条の指定	1	都市復興基本計画（骨子案）の策定	1
	動植物公園班	施設対策に関する事	⇒		収蔵資料の被害状況の確認	1	⇒	
	上下水道班	水道、下水道の復旧、応急給水に関する事	⇒		⇒		給水装置に関する業務	1
生活再建支援部	証明・義援金班	被害調査、罹災証明、義援金の受入・配分に関する事	・被災状況（住家）の調査確認並びに被害状況の取りまとめ及び報告 ・被災者台帳作成 ・罹災証明の発行 ・金融機関の被害状況の把握	4	・義援金の受領 ・被災者生活再建支援金の申請受付・支給	2	・義援金の配分計画の策定 ・義援金の配分 ・見舞金等の支給 ・災害弔慰金等の受付	4
	建築物班	建築物の応急危険度判定、応急対策、住宅確保に関する事	・被災建築物応急危険度判定の実施 ・災害救助法に基づく住宅の応急修理に関する業務（応急修理） ・市営住宅の応急危険度調査	5	・被災地危険度判定の実施 ・災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設の調整に関する業務	3	・災害救助法に基づく応急仮設住宅の入居及び管理に関する業務 ・災害救助法に基づく応急借上げ住宅に関する業務	3

第4章 非常時優先業務の実施体制の強化に係る対応策

地震・津波等による市庁舎や職員等の被災により様々な制限が発生する中、非常時優先業務を円滑に遂行するためには、災害時に活動可能な人員・庁舎・設備・情報・ライフライン等の現状の資源や業務実施上の課題を踏まえ、必要資源の確保や業務実施体制の整備を図ることが必要である。本章では、第2章で示した被害想定や東日本大震災の教訓を踏まえ、本市が直面しうる様々な状況を想定し、事前対策としての業務実施体制の強化に向けた具体的な対応策を定める。

第1節 人員体制

(1) 現状・課題

- ① 被災状況によっては、職員自らの被災や交通手段の寸断、地域の救助活動等により、迅速に参集できず、非常時優先業務の実施が円滑に遂行できないおそれがある。また、市域の約2割の家屋が半壊以上の被害を受けると想定されており、職員が自宅周辺で救助活動を行い、参集が遅れることも想定される。
- ② 初動期においては、参集可能な職員が少ないことから、初動参集職員の過労働が生じる。

(2) 対応策

- ① 震災発災時には、本部長をはじめとする決定権者が事故等により速やかに参集できない事態も想定される。本来の決定権者不在の場合であっても、職務を代理して決定等を行わなければ迅速な対応に支障をきたすことになるため、職務代理の順序については、以下の法令・規則等を参照すること。

災害対策本部長の職務代理に関すること	・豊橋市災害対策本部条例（第2条第2項） ・豊橋市災害対策本部規程（第3条） ・豊橋市災害対策実施要領（第3-2）
市長の職務代理に関すること	・地方自治法（第152条） ・豊橋市副市長事務分担規則（第2条～第4条） ・市長の職務代理者の順序に関する規則（第2条）

- ② 職員は「豊橋市職員の災害非常配備に関する規程」の定めるところにより、災害の状況に応じて迅速に非常配備につく。
- ③ 職員は自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認した上で、直ちに定められた勤務先に参集する。その際は、バイクや自転車等、できる限り早期に勤務先に到着するための有効な手段と経路を検討しておくものとする。また、職員自らの被災を防ぐための教育・啓発を行う。（各職員の自宅における建物・居室の耐震化、家具の固定、備蓄品の確保等）
- ④ 効率的な人員配置(避難所等の地域対応含む)やローテーション、外部支援の要請事項を整理し、全庁的な職員運用体制と各部内（班間）の調整事項を整理しておく。

(3) 関係部班

全部班

第2節 市庁舎施設

1 市庁舎

(1) 現状・課題

① 災害対策本部

庁舎の安全確認ができるまでは、市民ひろばにて臨時の災害対策本部を設置し、安全が確認された後、市庁舎西館4階災害対策本部室に設置する。被災により災害対策本部室が使用できない場合は、代替場所としている、ア) 本庁舎東館84・85・86会議室、イ) 中消防署に災害対策本部を迅速に移設し、速やかに非常時優先業務を開始する。

② 各部班

地震等により使用不可となる執務室の代替スペースや、外部支援の受入スペース等を想定した庁舎利用計画は定められていない。

(2) 対応策

① 災害対策本部

災害対策本部が市庁舎西館4階災害対策本部室に設置できない場合を想定し、ア) 本庁舎東館84・85・86会議室、イ) 中消防署で災害対応業務を開始できるよう災害対策本部移設手順書を作成し、災害時に迅速に移設できるよう災害対策本部移設訓練等を行い、実効性を高めるとともに、必要な資機材の見直し・拡充を図る。

② 各部班

次のことを踏まえ、災害時の庁舎利用計画の作成を検討する。

- ・外部支援の受け入れを想定した共用部分（会議室、ロビー、休憩室等）の利用方法
- ・利用可能な庁舎共用部の配置状況と災害時における利用方針（職員利用、外部支援者利用、市民利用の管理区分）
- ・災害時の市民の庁舎利用における初動期の来庁者の動線の整理

(3) 関係部班

全部班

【庁舎機能不全編】

(1) 現状・課題

① 災害対策本部

庁舎の安全確認ができるまでは、市民ひろばにて臨時の災害対策本部を設置し、市庁舎及び中消防署が使用不可と判断された後、豊橋市陸上競技場に災害対策本部を移設し、速やかに非常時優先業務を開始する。

② 各部班

事前に各部班で定める代替施設候補[※]から活動拠点を検討し、代替施設にて速やかに非常時優先業務を開始する。

(2) 対応策

① 災害対策本部

豊橋市陸上競技場への移設手順書の作成及び訓練等の実施により必要な資機材の見直し・拡充を図る。また、豊橋市陸上競技場が使用できない場合を想定した、代替施設候補の追加及び手順書の作成を検討する。

② 各部班

代替施設候補[※]への移設手順書の作成及び訓練等の実施により必要な資機材の見直し・拡充を図る。

※詳細は附属資料「代替施設候補一覧」を参照

(3) 関係部班

全部班

2 非常用電源（自家発電設備）

（1）現状・課題

- ① 西館の非常用電源は、災害対策本部機能の維持に必要となる電子機器へ72時間以上の電源供給が可能となった。
- ② 非常用電源について、東館は個別の非常用電源が赤コンセントのコードの表示で判別できる状況ではあるが、これまでの機構改革等に伴う庁内執務空間の変更により、各所管課においては、非常用電源の位置や利用状況の詳細を把握できていない。
また、西館においては、非常用電源のコンセントが東館のように判別できるようになっていないため、全庁的な停電・点検の際に非常用発電機を使つての確認以外、把握が難しい状況にある。

（2）対応策

- ① 災害時に利用できる非常用電源の位置に係る図面を作成し、コンセント位置と通常時及び災害時の電源利用のルールについて、詳細に定め、職員への周知徹底を行う。
- ② 災害時の電気容量を踏まえ、フロア・ブロック単位で利用可能な電気機器・容量の上限を定める。
- ③ UPS（無停電電源装置）やバッテリー設備の増強を行う。
- ④ 再生可能エネルギー設備の整備・活用を検討する。

（3）関係部班

- ・統括調整部 災害対策本部事務局、庁舎班
- ・物資企業部 物資食料班

【庁舎機能不全編】

（1）現状・課題

代替施設候補における非常用電源等の設置状況の把握には至っていない。

（2）対応策

代替施設候補における非常用電源等の設置状況を把握するとともに災害時応援協定等に基づく支援を早急に要請できるよう関係機関との体制を整備する。

（3）関係部班

全部班

3 上下水道

(1) 現状・課題

- ① 過去の大震災では、水道の全面復旧に多くの時間を要した。上水道の被災により、飲料水及び生活水の確保が困難な状況となるが、復旧に時間がかかる場合、災害対応の拠点となる災害対策本部運営にあたる職員への影響が大きく、業務継続の支障となるため、地震の影響を受けにくい、非常時のライフライン確保が求められる。
- ② 下水道施設の被災により、トイレ等の利用が困難な状況となる。復旧に時間がかかる場合、災害対応の拠点となる災害対策本部運営にあたる職員への影響が大きく、業務継続の支障となる。

(2) 対応策

- ① 飲料水及び生活水の確保について、平成 21 年 11 月、内閣府が「事業継続ガイドライン 第二版－わが国企業の減災と災害対応の向上のために－」の中で、「被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設については、電気、ガス、水道などのライフラインの広域破断に備えた対応手段を平時から確保しておくことが望ましい」としていることを鑑み、十分な水の備蓄を確保する他、地震の影響を受けにくいことが過去の震災で実証されている井戸の活用を検討する。
- ② 仮設トイレ等の仮置き場・設置場所・管理方法等を定める。

(3) 関係部班

- ・統括調整部 災害対策本部事務局、庁舎班
- ・生活基盤対策部 廃棄物班、ライフライン班、上下水道班

4 庁内情報ネットワーク

(1) 現状・課題

① ネットワーク機器の電源接続状況

行政情報管理システム及び住民情報システムのネットワーク機器（コアスイッチ、フロアスイッチ、HUB等）について、情報企画課（電算機室）に設置しているネットワーク機器は庁舎の非常用電源に接続されているが、各フロアに設置しているHUBは非常用電源に接続されていないものもあるため、災害時の利用については、電源の復旧を待たなければならない場合がある。

② 構造・什器被害による影響

- ・エキスパンションの被災により、情報企画課（電算機室）への非常用電源の切断、ネットワークの切断や電話等の不通が発生するおそれがある。
- ・情報企画課（電算機室）やEPS内におけるネットワーク機器を収容したラックは、免震仕様のほかに耐震仕様（アンカーで固定）のものもあるため、強い揺れの場合、収納ラックの上部が揺れ、ネットワークが切断するおそれがある。また、非常に強い揺れでラックが倒壊した場合には、保守業者を待たなければならない場合がある。

(2) 対応策

① 庁内情報ネットワークを含めた情報システムの継続、早期の復旧を実現するため、次のことを踏まえ、「豊橋市ICT業務継続計画」に基づいた対応を可能とするための体制を整備する。

- ・災害時にネットワークが切断した場合の代替方法や復旧措置等の対応策
- ・災害時のネットワーク復旧における協定事業者の早期確保に係る方針
- ・各フロアでHUBへの電源供給手段の確保

（当面はHUB専用コード&既存コンセントを定め、再整備により専用コンセントを確保する。）

② 停電時においても庁内連絡ができる本部各部間の連絡要員を確保する。

(3) 関係部班

統括調整部 災害対策本部事務局、庁舎班

【庁舎機能不全編】

(1) 現状・課題

市庁舎の被災に伴い、市庁舎に入れない場合、行政情報等ネットワークに接続可能な施設から復旧作業等を実施する必要がある。

(2) 対応策

上記の復旧作業を実施する可能性のある施設を事前にリストアップし、作業手順等について「豊橋市ICT業務継続計画（庁舎機能不全編）」に基づいた対応及び体制の整備を図る。

(3) 関係部班

統括調整部 災害対策本部事務局、庁舎班

第3節 災害時に重要となる建築物等

1 災害時に重要となる建築物（指定避難所、市民病院等）

（1）現状・課題

- ① 地震動への対策として市有施設の耐震化は進んでおり、津波浸水への対策として一部の施設では敷地の嵩上げ等による浸水対策が講じられている。
- ② 市民病院については、「豊橋市民病院地震対策業務継続計画」に基づいた訓練を実施するなどBCM（事業継続マネジメント）の取組みが進められている。

（2）対応策

- ① 施設分布と災害リスク情報（地震動、液状化危険度、浸水想定区域図等）の重ね合わせ図から、施設の重要度に応じた耐震化、耐水・耐浪化等の施設の防災機能の強化、災害時の避難所としての施設利用計画、備蓄の準備、災害対策本部や各部班との通信手段の確保等を検討する。
- ② 豊橋市民病院は、災害拠点病院に位置付けられているが、液状化危険度、津波による浸水リスクの高い地域に立地していることから、本業務継続計画と整合を図りつつ、「豊橋市民病院地震対策業務継続計画」の継続的な見直しを行う。

見直しにあたっては、病院の機能継続に必要な事前対策（災害時における自家発電設備の稼働継続や医療スタッフ、医薬品の確保等）を本業務継続計画と整合を図りながら示す。また、豊橋市民病院地震対策業務継続計画に必要なインフラ復旧（陸路の早期啓開、下水道機能の早期復旧等）についても別途検討を行う。

（3）関係部班

全部班

【庁舎機能不全編】

（1）現状・課題

事前に各部班で定める代替施設候補から活動拠点を検討し、代替施設にて速やかに非常時優先業務を開始する。

（2）対応策

代替施設候補への移設手順書の作成及び訓練等の実施により必要な資機材の見直し・拡充を図る。

（3）関係部班

全部班

2 指定管理者施設

(1) 現状・課題

災害時の各施設の被害状況の把握等の業務について、指定管理者と市との役割分担や連絡方法が不明確な現状にある。

(2) 対応策

① 災害時における指定管理者施設の避難所利用について、以下の内容を整理したガイドラインを定め、契約時にその内容を反映させる。

- ・避難所が開設された場合の指定管理業務の取り扱い
- ・従業員の時間外労働の取り扱い
- ・安全管理上の責任の所在
- ・避難所生活に必要な備蓄等の費用負担と整備
- ・破損が発生した場合の責任の所在

② 指定管理者施設の被害状況把握や運営について、以下の内容を整理したガイドラインを定め、契約時にその内容を反映させる。

- ・各施設の被害状況の把握に係る指定管理者と行政との役割分担、連絡方法
- ・施設ごとに施設点検マニュアルを作成し、緊急時に備え建物の配置図と併せて常備する。
- ・施設点検マニュアルに基づき、所管施設の管理者による初動期の被害概要の把握と使用可否の判断、災害対策本部への連絡、重要建築物の応急危険度判定調査の実施に係る方針を定める。

(3) 関係部班

- ・保健医療対策部 保健医療衛生班
- ・被災者救援部 福祉支援班、被災者対策班、教育対策班
- ・物資企業部 物資食料班
- ・生活基盤対策部 土木班、動植物公園班
- ・生活再建支援部 建築物班

第4節 情報伝達体制

1 施設間・職員間の情報伝達手段及び情報伝達体制

(1) 現状・課題

① 通信手段の配備状況

種類	配備状況
災害時優先電話 (固定電話)	全 174 回線 内 災害対策本部 TEL : 9、FAX : 1
災害時優先電話 (携帯電話)	全 6 台
衛星電話	全 6 台 内訳 防災危機管理課 5 台 (内 高度情報ネットワーク 3 台) 消防本部中消防署 1 台
デジタル防災 行政用無線 (MCA無線)	全配備数 : 470 内訳 統制局 4 副統制局 1 車載 26 可搬型 23 携帯型 416
同報系防災 行政無線	全 63 局
自治体業務 チャットツール	グループウェアのアカウントを保有する職員 (スマートフォン等で利用していない職員は対象外) ※インターネット回線が使用可能な場合に限る

- ② 所管施設が広域に分布していることから、地震動や浸水等の被害により通信ネットワークの遮断、施設へのアクセス経路の閉鎖等が想定される。
- ③ 防災行政用無線 (MCA無線) を市役所や外部施設、全避難所に設置しているが、災害対策本部 (西館 4 階) の統制局 4 局が、避難所等から連絡が集中すると輻輳する可能性がある。

(2) 対応策

- ① 災害時優先電話の活用及び職員の代替連絡先の把握による災害時の職員間の連絡手段の確保を行う。
- ② 防災行政用無線 (MCA無線) の活用方法のルールを作成・周知する。(防災危機管理課にある携帯局や各課における無線局の利用方法等)
- ③ 災害対策本部体制における各部班間における情報伝達及び報道・広報対応を効果的に実施するため、災害対策本部事務局、広報班、各部班の連携体制の強化を図る。

(3) 関係部班

- ・統括調整部 災害対策本部事務局、庁舎班、広報班
- ・被災者救援部 福祉支援班

【庁舎機能不全編】

(1) 現状・課題

① 通信手段の配備状況

種類	配備状況	
	災害対策本部	各部班
災害時優先電話 (固定電話)	—	
災害時優先電話 (携帯電話)	6台	—
衛星電話	—	
デジタル防災 行政用無線 (MCA無線)	—	指定避難所、防災関係機関、医療 機関、福祉施設、消防団等
同報系防災 行政無線	— ※ただし、設備自体に問題がない場合は、全国瞬時警報システム（Jアラート）等からの情報について自動で配信される可能性あり	
自治体業務 チャットツール	グループウェアのアカウントを保有する職員 (スマートフォン等で利用していない職員は対象外) ※インターネット回線が使用可能な場合に限る	

- ② 市庁舎内に設備が集中しているため、通信手段が極端に少ない。また、主に使用が想定される自治体業務チャットツールについても、インターネット回線が輻輳しており使用しづらい、又は使用できない可能性がある。

(2) 対応策

- ① 防災行政用無線（MCA無線）の配備先の変更や近隣の配備施設からの借用等を検討する。
- ② 災害対策本部体制における各部班間における情報伝達及び報道・広報対応を効果的に実施するため、災害対策本部事務局、広報班、各部班の連携体制の強化を図る。

2 緊急物資調達・協定先との連絡等

(1) 現状・課題

協定事業者の被災、資機材・重機等の損壊により、調査・復旧に必要な人的資源や資機材が確保できないおそれがある。

(2) 対応策

- ① 協定事業者の被災状況の想定や代替事業者の確保については、事業所及び補完物資・資機材等の立地状況と災害リスク情報を重ね合わせ、事業所の被災状況やバックアップ体制を事前に検討しておく。
- ② 代替資機材や物品の緊急調達時の連絡先の確認や手続き・契約方法等の簡素化を検討する。
- ③ 各部課の所有・管理する公用車を把握し、非常時の職員利用に係る運用・連携方針について事前に検討する。

(3) 関係部班

- ・統括調整部 災害対策本部事務局、広報班、消火救助班
- ・保健医療対策部 保健医療衛生班、市民病院班
- ・被災者救援部 福祉支援班、被災者対策班
- ・物資企業部 物資食料班
- ・生活基盤対策部 廃棄物班、土木班、ライフライン班、上下水道班
- ・生活再建支援部 建築物班

3 委託事業者との連絡等

(1) 現状・課題

委託事業者の被災により、優先度の高い通常業務が行えなくなるおそれがある。

(2) 対応策

- ① 委託事業者の被害状況の想定を事前に検討しておく。
- ② 委託事業者の緊急時の連絡先の確認や代替業者の選定や手続き・契約方法等の簡素化を検討する。

(3) 関係部班

全部班

第5節 外部支援

(1) 現状・課題

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策本部長（市長）は、災害対策基本法などの関連法令及び相互応援協定により、指定公共機関若しくは指定地方公共機関の長に対し、職員の派遣を要請することとしているが、南海トラフ巨大地震等の大規模な地震津波発生時には、他の被災自治体からの支援要請が膨大となり、特に初動期においては、外部からの優先的な人的支援が見込まれない場合も想定しなければならない。

(2) 対応策

- ① 協定先との、災害時における連絡先や基本的な要請手順等を事前に整理し、受援体制を整備する。
- ② 職員OB等の積極的活用により、関連業務分野の人員補強を検討する。

(3) 関係部班

全部班

第6節 職員用備蓄

(1) 現状・課題

市庁舎までの通勤距離、参集方法、及び被害予測調査に基づく職員の被災状況等により対象となる職員数を算出し、3日分の備蓄食料等の整備を進めてきたが、現在は確保できていない。

(2) 対応策

- ① 職員自らが職場への備蓄を行う。なお栄養バランスを考慮し備蓄食料等の種類を豊富にするこ
とで災害対応の長期化へ対応する。
- ② 職員の自助努力で賄えない部分に関しては、市民用と同様に協定を活用して食料等の調達を
行う。

(3) 関係部班

物資企業部 物資食料班

第7節 重要な行政データ

(1) 現状・課題

- ① 庁内で、業務で使用している重要情報に関するシステムについて、情報企画課電算機室内に設置する行政情報・住民情報のシステム及び付随するネットワーク、並びに各ネットワークに接続するクラウドサービスは、豊橋市 I C T 業務継続計画により、I C T 関連業務の継続、早期の復旧を実現するものとする。
- ② 各課個別システムは、各システム業務継続計画等により、業務をなるべく中断させず、中断してもできるだけ早急に復旧させるものとする。
- ③ データのバックアップは実施されているものの、同時被災の可能性やバックアップ（複製）作成に要する時間などを考慮し、保管場所について検討が必要である。

(2) 対応策

- ① 豊橋市 I C T 業務継続計画及び各システム業務継続計画について定期的に見直しを行う。なお、各システム業務継続計画については、必要に応じて担当課が策定する。
- ② データのバックアップ保管場所を遠隔地とするなど、市庁舎と同時被災しないような配慮の検討を行う。
- ③ バックアップの保管先をクラウド化することも有効な手段として考えられるが、個人情報漏洩などのリスクが懸念されるため、万全なセキュリティ対策が必要となる。
- ④ 災害対応関係マニュアル等については複製したうえで、施錠可能な倉庫等にて保管する。

(3) 関係部班

全部班

第5章 今後の取り組み

1 組織への定着

B C Pの定着と課題の対応を具体化するため、全庁挙げての体制を構築し、平常時から課題の改善状況や研修・訓練の実施状況等の進行管理を行い、必要に応じて、見直しを行なうなど、B C Pの改善・定着を図っていく。

2 研修・訓練等を通じた計画の定着と課題の解消

職員一人ひとりが、災害時に与えられる役割や施設等の資源制約の可能性について、平常時から理解できるようにするためには、研修・訓練等を通して職員個人の能力を向上させるとともに、組織的な対応力の向上を図っていく必要がある。

研修・訓練等の場において、B C Pを使用するとともに、参集訓練、安否確認訓練、停電時の業務立ち上げ訓練などの各種訓練を単独又はその他訓練と組み合わせて実施することを検討していく。

また、B C Pのより適切な運用等を図るため、研修・訓練等の実施・検証を通じて、新たな課題の発見や非常時優先業務の見直しを行うとともに、課題の解消に向け、計画的に庁舎設備等の強化や業務マニュアルの整備等を進めていく。

業務継続計画に係る訓練メニュー（例）

想定する対応時期	訓練名	内容
初動期	情報収集を伴う参集訓練	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の把握を行う部・班の所管施設を整理し、各部班単位で実施 初動期の参集要員（24時間以内参集可能）を対象とした訓練を実施
	安否確認訓練	<ul style="list-style-type: none"> 全職員への一斉安否確認を実施
	代替施設への移転訓練	<ul style="list-style-type: none"> 市庁舎が使用不可の状況から、代替施設に移動し活動を開始するまでの流れの確認
初動～応急期	業務立ち上げ訓練	<ul style="list-style-type: none"> 停電時を想定した業務立ち上げ・遂行の訓練を実施
	情報収集・伝達訓練	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報収集・伝達訓練を実施 関係部・班・施設管理者間の連携体制と実施手順の検証
初動～応急～復旧・復興期	避難所運営訓練	<ul style="list-style-type: none"> 対応時期毎の避難所運営支援体制・学校等の通常機能再開までの流れの確認
	報道・広報・広聴対応訓練	<ul style="list-style-type: none"> 市民サービス・保健福祉サービス・生活再建に係る窓口対応訓練を市役所における関連部・課により実施 時系列ごとにシナリオを設定し、対応期に応じた報道広報手順の確認

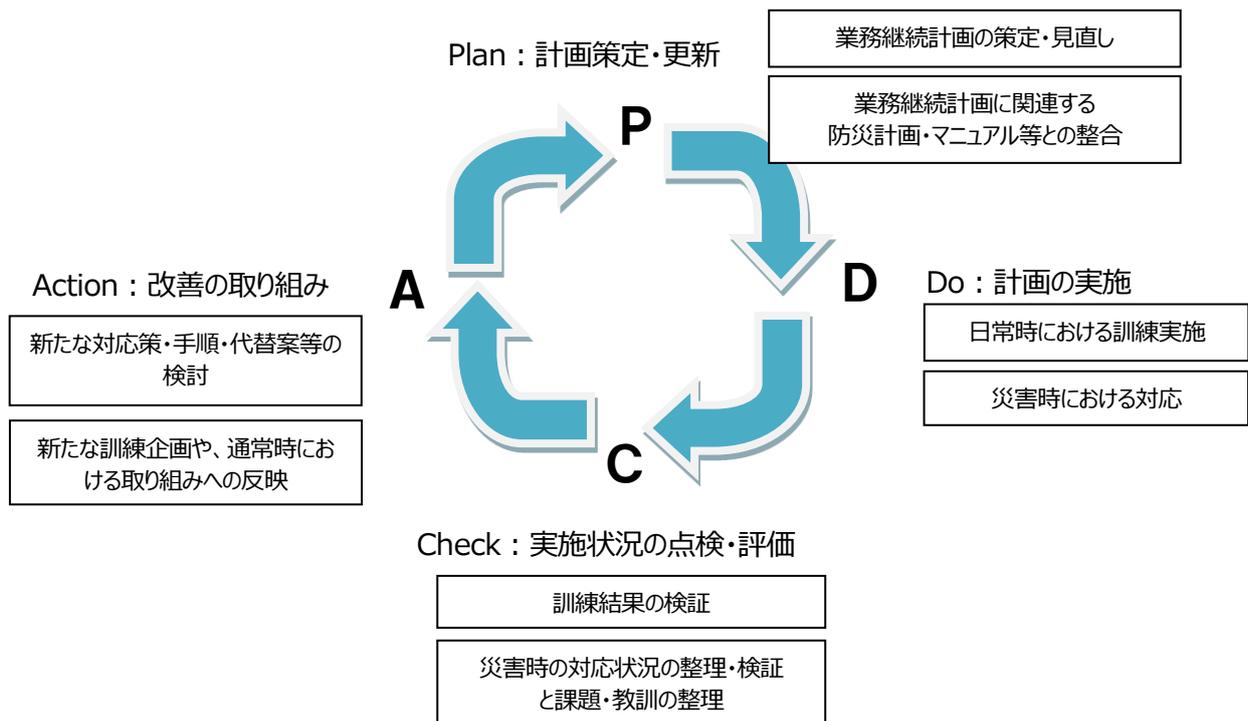
3 計画の継続的更新

(1) 計画の更新時期・反映すべき項目

今回の業務継続計画の改定は市庁舎等が使用できない状況を想定に加え、各班の業務開始時間等の見直しを行った。今後も、次の時期において見直しを行うとともに、日常における訓練や災害対応の教訓を活かし、継続的に更新を図る必要がある。

- ① 庁内組織編制、災害対策本部組織の見直し時期
- ② 被害想定見直し及び施設更新・土地利用の変化により、前提条件やリスクシナリオが変わった場合
- ③ 防災関連計画（地域防災計画、災害対策本部規程、各種災害対応マニュアル等）の見直し時期や上位関連計画（基本計画・実施計画）の見直し時期
- ④ その他、市内又は他都市における類似災害発生による新たな教訓・知見等が得られた時

(2) 業務継続計画の策定・更新に係る PDCA サイクルのイメージ



第6章 まとめ

B C Pは、阪神・淡路大震災以降の地震災害や平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に加え、市庁舎の被災によって行政機能の維持に支障が生じた平成 28 年の熊本地震の教訓を踏まえ、大規模地震災害発生時における非常時優先業務を定め、対応時期となる業務開始目標時間と業務遂行のための事前対策と対応を取りまとめたものである。

本市では対応すべき主な業務の実施時間を定め、全庁的に整合を図りながら業務を復旧していくための指針として、業務開始目標時間設定ガイドラインを作成し、それに基づき非常時優先業務の整理を行っている。

本計画は、市の地震被害予測調査結果等の見直しや、市街地状況の変化、所管施設の更新、機構改革等により、随時更新していく必要がある。計画更新にあたっては、新たな対応策の知見を積極的に取り入れるとともに、本計画に示した継続的な訓練等の実施を通じ職員への周知啓発を図ることで、市全体の業務継続能力を向上させるものとなるよう努める。